836
209
3

艸草年録

堤蟻叢書

五十七

帝国図書館蔵

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

卷五

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

御国之愚存之趣奉申上候私儀従来短才蒙昧之資性於世事甚
不器用なる餘固陋成事も迷ひ也せす容易ならさる事難く其上近来老
衰ニ而病ニ相成り候故弥更静退之志を専ニ居在候而幼少より至歴史なとせく
披覧も仕り為古今之成敗得失之故ニ於てハ折ニ心付も有之ニ付人ニ対し申談候
事も有之候得共従来下賤之身分一事も業ニ施し試之儀ニ無之若干書を
以寓を駁する之類之事ニ施候事ニ定る空論ニして行ひ難き事多く可
有之と存候得共不恥下問ハ先賢之盛徳蒭蕘ニ詢ふを古哲之明規
大海ハ不捨涓滴泰山ハ不譲土壌と　明公高貴之御方ニ而愚蒙之私
式迄も下問を垂れ玉ひ尽言勿諱との盛意実ニ徳を先賢ニ古哲ニ比
し量を大海泰山ニ同ふし玉ふと申へし然るに空論を恥て上すは
之
明公之盛徳を空くするニ相当り却而不敬之極ニ相成候而心

帝國圖書館藏
高野藏書
大正 9. 5. 27 購求

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

候へ共左候ハヽ右記申候山野之鄙人禮數ニ嫺ハす言語不敬ニ渉り候とも可有
之候得共篤と御覧被下候ハヽ古人芻蕘之議も可被採との言もあり候得ハ
御採擇ニ預り候ハヽ唯一身の幸而已ならすと奉存候

一 近来以来打續天變驚駭不少 廟堂ニも色々御軫念被為在
候得共素儉約武備修飾等之儀 仰出も度々有之候ニ付弥ゝ天
下人民之為ニ 御手元も格外之御省略 御手前向まても粗服ニ而金
銀之器をも御減銷被遊候 仰出も有之節儉を服する事は御盛德 三代
の令主も不及程の事ニ而恐多き義ニ御座候得共難有御事ニ候
私式迄も誰か仰き慕ひ奉らさらん然ル処去度又ニ 御府下大地震人家
推倒焼失を先とし死傷十萬を以て數へ候由実ニ古今未曾有之大變
ニ御座候然處桑穀朝ニ生して高宗中興し雊雉鼎ニ雊て殷道再

ひ盛んなるハ災變ニよりて恐懼脩省の政を施し玉ひし故なる處
今此大變ニ付る脩省の政を施させられ大ニ法政を改革被為在候ハヽ天下積年
の大弊を除去被遊ならハ却而世運 御中興之御基ともなるへし
然ニ末世人情浮薄ニして武備ニも 仰出有之候得共各時好ニ投し流行
ニ從ひ東西ニ奔走仕るも其胸中を尋ね候ハヽ敵愾の志あるもの無之只華飾
をして青雲の望を遂んと欲し驕奢を極め 仰出ニ候ても中ニも
時之流ニ借馬を雇ひ武器を損耗ある雜し唯其を言出して知行所へ
用金を當て平日奢侈ニ及ひ困窮せし埋草ニ上の為ニ恨を民ニ結ふ輩
有之候へとも不被申粗衣粗食の事 仰出ニ候得共出ニて木綿を着
し家ニ在てハ綸子縮緬を服し夫ハ津綾子の肩衣を製し妻女も金襴の帯
を買ひ出仕ニも燒味噌の弁當を携ひ家ニ而ハ非時之珍味をつらね

毎夕の遊宴を設候等の儀上下一同ニ流弊ニ而成奢侈ニ在て奢侈を知らさる事魚の水中ニ在て水を忘るゝか如く公を次ニし私を先とするを甘とせる平常のると心得る世の所ニ而候得共中ニ而も前前武備倹約等之儀 仰出候得共行届不申候とも不覚其内ニ気脈を調ト之の極く調子比諧ひ兼る時ハ不残諸を解キ張替直さねハ諧ひ兼るよし天下之事も此大弊を生し以上ハ断然として大改革を施し大体を建直し世間の人心より一変させ候ハ中興の盛なるを致すの難の之き儀ニ奉存候

一 近来之儀 仰出有之候御様子を承伺候ニ大ニ改革の思召無之候得らされとも此天下之大なる上より下迄の国家を御救成度思召候得共御救被遊候事思召通十分ニ御成兼候外実行断然と御處置被成度思召候とも内之武備御整之事兼大ニ御備向之御締り武文之御引立辺地御守りの思召

有之候得共人物無之天下之奢を止め素朴之風ニ御引戻し御変色之所 仰出有之候得共其文のミニ而成實效御座候ニ皆天下の人心より御引直し之御行届無之候ニ奉存候

一 此人心より引直し候事ハ甚難き事此様成甚易き事ニ御座候上之御誠心届く候踏込ニ不足して只目ニ而度々 仰出有之候得共徒ニ文具のミ実行致し兼る故人ニ難き様存候得共誠心を込十分ニ踏込て御必行届し誠心を以て踏込申候ニ心次第ニ而成可成事ニ御座候義候得者容易ニ行はれ候と行ひ下之者ニ御座候古人も陽気発處金石ニ透精神一到何事不成と申し且又此誠心届く踏込[illegible]天下之利害と銘々の利害と心ニ徹底不致故ニ[illegible]時重き 御方之様ニも不及中軽き者迄も此勢ニ天下泰平ニ[illegible]危

乱ニ心配無之事ニ心得候者ハ一人も無之何れも競て此心を抱き候故
唯只我まてを行ふの経難仕様と夢現の様ニ覚へ自己の行ニ恥ち天下ニ
大害と成事とも其の大害を掌るへき事とハ不存ニ而此節ニ及候
も上ニ立姑息を事とし下ハ身の勝手を謀り安泰として富貴を貪り妻
子眷属の栄耀を事とし居る下ニ若此道紀綱解弛罷在困窮して上ニ
此度の天災等ニ而諸家弥窮迫して彼用の出方多く無之上ニ而知行分
知行之民ニ取立おハり候無之其のより人心も恨を懐き不服ニ成
上ニ而無理を申せハ下ニ而軽侮ニ心を生し先ニ而年々相立ニ而作方も可也
ニ出る不足を申も落着致候とも第一不幸ニして近年の凶ニも凶
歳ニ出逢候ハゝ強訴押借ハ不及申一揆打潰し等の儀も起り可
申ともア難く古よりの先例ニ而其より追て増長して国家危乱之基

となりしより其ためし共多くこれ有此等治乱之際ニ当り右様の儀ハ毛頭これ
なきにしもあらず 前ニ存する時ハ禍の発する事ハ不知出ニ突然と起る者故第ニ一右様之
儀も出来候ハゝ 上下共大変を醸するの事なるゆへ諸侯役人下ニ至る迄安泰
として栄耀を極め居るのミなるハ何ともなしかれハ是自分ニ身の
大害となる事之譬ハ此度の如き地震ニ逢て初めて家の潰れ倒れんとするを
知らされハ早く駈出し逃れも可致ニ禍ニ逢ふとも兎角早く家の倒るゝ
事を知らさるハ誰ニ家ニ在て其禍ニ逢んやされハ天下之事も其道ニ
当る実ニ我身の大害と心付ハ悠然として居ふる間の害となる事なきやうに故
ニ先よく能く人ニ心ニ熟考して此形勢ニてハ我身の害となるやなら
さるやと得と思ひ届て弥大害ニなる事を心ニ徹底やからさる肝
要也

一　相かまへて心ニ徹底しなハ、此震ニ潰ニ家の下ニ在て其禍を逃へし
如く災害を免れんと誠心より踏込なれハ[illegible]なるなり又此道誠心を以
て踏込良策を求めなハ[illegible]ハ必ず実ニ[illegible]心誠求之雖不中不遠ト有
学義ニ子供ハ後嫁者として誠心より求る時ハ工夫の[illegible]ハ何とて子供養
ひ方も学て嫁入ハせ[illegible]子の出来るをえてハ[illegible]子の可愛さに誠を以て
取扱ふ故飢寒させぬ様ニ衣服とを[illegible]一体何事をも[illegible]心ニ覚悟
を極めたる[illegible]ハ事を遂るなハ難きとの[illegible]宋人ニ横軾も陛下不先自
断於心雖有伊呂稷契無如之何とあり[illegible]さへ道は誠心よりの踏込ニ付る
ゝハ其ニ覚悟を極めなん断然と決断[illegible]大禍を免れ天下泰
平此基を[illegible]き国家と共ニ[illegible]大改革をなすまんと決心し
て[illegible]

一　此の覚悟極る上ハ大改革をなすにも手順之何なるを致すにも手順ハなくる
なるニ施し手順を失ひたる為め何なる美事も行ましき事となるまじくや夫
改革をせんとするならハ先其根元より直し始めハなるべく平常[illegible]の天国
家身上[illegible]等之儀なら[illegible]ハ[illegible]食を用ひさせ普請遊興[illegible]をいましめ
其類の世間通例なることを施し[illegible]を済めさせ[illegible]行届べき
ることも此大変を[illegible]大害を萌し[illegible]中ニ[illegible]義なるべく[illegible]
る儀とハ不学[illegible]広く[illegible]平素[illegible]の奥風を[illegible]ハ[illegible]
屋より出来合の風筆妙[illegible]出[illegible]を[illegible]用ひ[illegible]
[illegible]寒さ大熱[illegible]の類の大病[illegible]ハ中ニ[illegible]のなすを[illegible]肉[illegible]
[illegible]進[illegible]命を落す[illegible]至る[illegible]名醫を迎ひ病根[illegible]
汗吐下の治法を施し[illegible]されハ天下ニ於るも此大変

を改め除きかハんとならハ先當時の大弊たる財用不足して武備不整
人物乏しく命令行ハれさる根元を此害弊より生するものなれハ其根元より正道し
無之るハ中々行ハるへからさる儀ニ存候

一 惣て根元と申ハ外の儀ニ而ハ無之當時人情輕薄ニ成たる處の心入等にて只
銘々の用心ハかりを専ら仕奉公向ハ次ニ致し甚敷ニ至りてハ上を掠めて我身を利し
上の威を假て諸侯をおとし賄賂を貪り又ハ民の難儀をも不顧恨を上ニ結ふ
ことを恐れさるより起りし又人情輕薄なる處根元ハ廉耻の風絶果上下隔絶
致候より起り候 此廉耻の風とする従来我 皇國の美風ニて 天孫以来代々に崇ひ
ひしかまて上下近く君臣一体下情よく上通し万民の辛苦をいとひ
しや太平の基を開き玉へしハ三河以来の 御宗風ニて 神祖ニも此意を用ひ玉へし
わさ古記ニよりて心を入て讀ミ得たる者なるへしされハ此二ヶ条ハ國脉の第一なる大切の
ある事をおもひわするへき
國脉をたもちゆくへし
此上下隔絶廉耻の風絶果ぬ根元ニ而當今の弊

一 より生しなる當今の弊とも申し候 諸役人權威ニ募り 公儀を蔑にして私
恩を貴ひ唯我門下ニ立入者ニハ上官の口入手引有之ものを引上ケ權門ニ奔走し
すへて奉公出世も出来兼る故ニ人々欲ニすかり權門ニ而伏して心願筋を
申立人の見る處をも憚からす追従輕薄なるを精勤するニ似たり

一 惡風を生し下々にも又此風を学ひ上を欺き自分の利を求めて上へ向ひ其害
をも不顧あしき氣質ニなり一生此事ものニ致され候なるまゝ
人の耻を思ひ只上官の氣ニ入り候との心掛けにて耻をも忘るゝ心ニ有之
ぬ所なる見るへき事なくしても立身出世さへすれハ人ニ向ひ栄耀らしく誇り
高ぶりなる人も又是を羨み其所に立行を学ひ是より果ハ一国の
風となり学者迄も世ニ容れらるゝ事を人に教る様に成行諂諛を専らと
耻とせぬ者一人もなき様に成行なるか故ニ自然と上官
の氣ニ入らんとする或ハ上官之非を挙て直言せる杯ハ馬鹿ものとし

て人ニ忌憚ハ唯其功徳を誉むることのミ計ニ成行けハ上官も自然と我不
行届のことを知るハ露ほとも悟らず我一人天下の賢者の様ニ存するの今
世人我家来や我下役或ハ下様の者迄皆我誉を受我指図を受ることの有我より智
恵も器量も無きもの様ニ思ふ事ニ而有るとも天より賢才を生ずる事ハ家柄ニ寄る
事ハ有るまし左ハ下ニとても賢才ハいくらも有るへき事也上ニ其人ハなくして何そ其故ハ賢貨ニ其身も
備りなから埋もれて深宮の内ニ人と交る事あらんや上下懸隔して下様ニ至るまてハ口耳ニ入ぬ様よ
もる事あるまし者才気も自ら備りたるハ必様なしハ古今の通病なり故ニ古の明君
賢将ハ必我賢者とハ思召さす其身を降りて賢者を撰ひ挙て我ニ及ハさる所を正さしの
論諫するものハ殊ニ重く手十人ニ諸ニハ　下情を探るハ無きなり故ニ自然と上下隔絶致
一人の謗ニても言ふなと仰られし
様ニ無之事也

一　都而此内之弊を革めんとせハ其弊の生する根元を探り又古人ニ於て有る時
こニ出て其弊を救ひたる成法ニ倣ひせきとして只其場を余所ニ私意を
以てさはさ迎して待る行擲を増すのみにて成致さうこゝかるへし其弊并根元
とする皆　御先祖様の御心を用ひぬへし其事政事ニ生し候ことニ似たるを

昔織田信長公天下を経略しなへし時攻るを取攻るを取ニ其地を我物としして
臣下ニ与へんとせられ果てハ孤立の勢となる也功業終ニ不果して半途ニして没せらる
れし故豊臣太閤ハ攻すハ降し降して八与へ大諸侯を多く拵へられしより
尾大不掉の勢となりて獣の尾身体より大きなるて振廻し出来兼るか如く天下の
諸侯自由ならさる勢二世にして滅ひけりそのところを　東照宮様ハ明
智を以て御察ニ遊　御二代　御三代様迄御引續き御思召ニて御徒大諸侯
罪有る時ハ大小も不論御取潰し御跡継なき時ハ忽ち断絶被
仰付或ハ其三人の子供へ分地ニ　仰付られ且隔年江戸参勤交代迄も御課役等
を御申付け諸侯の力を弱め其牙角をくしき候様ニ遊はされ是皆　天下泰平
人民安治の恩澤を蒙り候様ニとの有難き御仁心より出たる御政事ニ而此外
を軽んせしハ内の重くなるハ自然の勢ニて其弊を生せんとする事當時ニて

改正し釣合を被直し萬代不朽の功業を立給ふ事ハ　御子孫様方の御持ちに
而も享保之頃　御上にも宸の處ニ御心付被遊候と相見へ室新助上書の内に
も急務の御事すくなからす御尋有之候ニ付不申上候ても不相済御尋の萬議之有之く
右之通寺ニ本法ニて諸侯の力を養ひ内外の釣合を二つ中すなわち不申付只舊
習ニ因循し御止め了上ても有之候へとも夫より以来右の趣彌縁長當時ニ至り候ても
國持大名といへとも御役人之詞を返すことも出来不申其他の諸大名或ハ旗下
の人々ニ至り候ても猶更之見情無之　御威光ハ〆相見へ候得共其果ハ其文
こつ通り人ニ諂諛をなすとし上下隔絶いたし此様成る行事也
一　此弊の根元明かにわかれ候ニ於てハ古人の成法ニ效ひ挽回の策を御行在らるへき
なるへし唐土歴史の内を熟考仕候當時ニ於て效ひ申へき成法ハ漢乃
光武皇帝の天下を再興し給ひし時ハ前之御所之盛時の内外の弊と前漢
の末と勢ひ其似たる所有之　初秦の始皇帝孤立して亡ひしに懲りて漢の高祖多
く大諸侯を封しけるに尾大不振の勢ひになりて終ニ呉楚七國の亂を生セし故
景帝武帝の頃よりして諸謀臣皆諸侯を削り弱むる策を言上し色々の処置
を以て諸侯を抑ゆ諸侯の力を弱くせられけれハ諸侯の亂ハなくなりけれとも成帝
哀帝之頃ニ至り内重の弊を生し果ハ大權王氏ニ帰して王氏の乱ニ至る又其
ものゝ立身も出世も不叶事様ニ成りたる孔光張禹谷永劉歆かやうな輩比の大
儒と呼はるゝ人達ニてさへも皆諂諛をなるとして功徳を頌し諛言朝廷ニみち
て下々の疾苦上ニ聞へす上下隔絶廉恥の風絶へ果たるニ至りたる是當時の弊とかく
あなかち光武は時ニ當り此弊を被知るによりてなるへしと思召ひしと尋ねる
廉恥の風を励まし下情を通し民心を結ふとの二つをいたされしかハ終ニ天
下を再興しかあるにおゐても扨又廉恥を励しなハ如何と尋ねるニ其時ニ於て嚴

子陵周黨といへる隠者ありて平日富貴を心にかけす己か操を正しくし志を高く致すも
のありけるを光武尋ね出し其人をあらはされ丁寧に召抱有りけれとも其人其志を屈せす
仕を辞しけれは光武是に任せられ厚く賞せられて多く賜物あり禮を厚くして高
次馬を賜ひ故郷に送り返し玉ひ物事其人操を正しく致す迄え兼通材達識と
いへとも奔走する者も出て國家政治の諸役をも勤むる事唯富貴をのみ目当とす
權門に奔走せんより己の操を正しくする者を賞せられ天下の人をして自ら諂
諛輕薄の恥へき事を知らしめ廉恥の風を引起さんとの思召と見えたり
されはこそ後漢の世は殊の外節義の風盛んにて人物多く出て公家の為に力を
尽す風義となり東京の季にも任延といふ人忠臣は私せす私臣は不忠なり
と職に公に奉するは家来たる身分の當りまへとて直言を申上し其外とも
出たる其他情を通し民心を結ふの御手段は如何と尋ぬるに光武即位の始め

伏湛といふ人平原の太守として天下兵乱に節に当りて獨百姓を撫安し下々
のもの附く時代の筆近も皆信仰して一境の内安く治りたれは思ひ召出され
て尚書の役に命せられ後に経て宰相の任をも仰付又卓茂といふ人は民を視ること己
か子の如く善を以て民を教へ導きしに教化大いに行はれ道に遺ちたるを拾はすといふ程
なりしかは思召に擢んて大傳といふ重職に任せられ褒德侯といふ大名に封せ
られ志みのみならす百姓を愛撫する役人の員数を減し民をして労擾
の患を免れしめたまへし節皆下情を通し百姓を寛息し人心を結ひ
たまふ政なるにあらされは廉恥の風を励まし民心を結ふの政を行はれ内
帝の弊を変して諂使の風敗れ下情を隔絶せさる様になりたれは
こそ中興の業を成し後世とても建武永平の治とて鑑とはいたす
一 さてる日本の先例もなきなれは當時の大弊を改めらるへしとなれは

第一に材能なくして権門に奔走し依様を引くして富貴を得んとする義を
先として私利を貪るもの大小名又は小役人の内にもいくらもあるべし　子陵周党　光武に厳
を民るより岸けられしと今大小名の役人と　撰ひくも同じ程の引上
申すハ古昔の封建なる時勢ちがふものなり
けるせん事尚の志を抱き居せさる時ハ其徳深く賞せられ是を　御感光　る是非引出さ
んとせれも是を出すへけれとも　権門に奔走し賄にするは標えるに伏し恥
さん師くなる世人の引立つるもの
を忘れ立身出世を求め公義を後にして私利を心懸るものハ決して用ひまじ
奔走せぬものを却て引上られても又奔走するものと思ひらるゝであれハ人々奔走
のやうく恥くなることをいふものを見ぬ世るの風俗を直らんかよる奔走の士をけっして用ひ
まさるなまんし　其上甚しく恥を忘れて立身を望む輩あらハ其の悪風を咎め　禁
向に清き金銀を贈り上に御外聞を悼らしむ諸侯或ハ下々を掠るよ
ハ姦佞邪曲の者を退け玉ハゝ人々廉恥の風を励し公義
を先とし私を後にする様人の本心に立返り廉恥を弁へ公義を先
にし私を後にする心持の人を登用ひ民におゐての君民ありて其国て天下の民心
離れてハ君でもなく国でもなきなり程の民心ハ大切なることの我の民我
治るハ上にハあらす下に及す諸大名諸役人まて民政なる法職を預りて天道を由
そ上の法政たると申ハ古人天工人に代ると申して聖賢世に出て愛と誠とを
して治るハ公家の法為不易成銘にしもあれ論とて家とよりし呑込せ　民を治る
みる治ここの職ならさるを以ての故に政事を重んする者を故せしよ上下ともに
治めしもの一人として治めさせ玉ふを諸大名も又一人なる国中
を治め自から者ありて其心を治るは大名ならハ家来を多く遣ひ治めしめ之奉行代官ハ皆
上に出る代之たとへハ主人呉服屋高売なれハ子家に勤むるものハ手代も若者も
子供も何れも荷背負ひ皆呉服商売をなる如く此例を押せハ　御上より奉公するものハ申
に及ハす士と唱て諸侯に奉仕する輩何れも是民を治ると政事とせさる者なし是をよく
呑込ぬ故民ハ年貢を取る我用を足するものとのみ心得てやゝもすれハ　奢侈游惰に
虐使して民心を失ふも故に是を呑込すること肝要なり
して国家窮に及ぶ民に用金をかけ或ハ訴訟の取扱不平にして民を苦し
むるものあらハ其のるもの大小によりて厳に罰を下しすへく　除邑録なるときハ厳重に　領分不取締百姓治

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

しきる罪を以て改易ニ仰付られ候諸侯往々小吏の民を掠るを厳重ニ罰せられ小吏の民
見事れハ民心を失ふものを深せらるゝハ御祖法之
を掠むる事上官の人々ハ一向知らざるやうの事なくしされバこそ近来ハ至て甚しく成る事
たるやうし依宗勢ニ而記ス所を記すに先一二ヶ条承る所を記すに小吏皆手
先と成ものを貰ひ時手先ハ其ものハ皆所の悪党ニて悪党ヲ伸ケ所ニ而下々の悪る
もの多く悪党共悪るものを召捕或ハ賄賂の目次をなすとし或ハ盗賊一人あれ
ハ其盗賊を召捕ニ引合る者共ニ金銀なと貰ひ皆引合として呼出し江
戸までも呼出数日留置其ものゝ縁者ニて貰ひ候ハ五両も
拾両もとらる事多く先を以小吏ニ賄賂を贈り詫礼して名前を除き
貰ふ類中々夥しきもの近き引合ニ付け貰ふ事ありて首を切らるゝもの
する事通しある事なと、アトにて多理引合ニ成る類を知るより以前御取上
下ニ罪ヲ及ボし君臣を以不残御取扱
好商の詞を付て両奥の好商利を売るの手段ニて下々難儀ニ及ぶ
御免願出候いつ迄も引付置賄賂を迎へ寛保数千金を貯やさせ又訴訟ニ出る
ものも訳もなき事を七年も八年も留置大金を費させ手窮を以進物を送ると
待るとの類いくらも有る是皆　上の為ニ限を民ニ施すと申者私をすると実整
おそらくも如此の家何の大害の事ニ而　ある
従し無完るを憐み在る事も　ある
上ニ達し上の思召も下ニ至て上下一体の為ニ而何程一ツ様ニて民の安堵を
邪謀を以て謀りし外妻邪法を以て迷しめて民心固結して以る上を
後口とする事を首とし右の通りにして天下の廉恥の風を人ニ公を先とし
私を後とせし人の見えぬとても上ニ御為ニ精心を尽し我家ニ事を不顧
かくの心ハ相成天下の人民ハ皆乍ら上ニ御恩宣を申上ニ命令を守
る様相成ハ是を世俗ニ詞ニ本気となるハ天下一同本気ニ相成候大改
革なら　仰出され上の御為ニハ火水の中ニも飛込勢ニ而御用ニ立何事ニも
仰出されの通りニ相成候ニ人材と自ら生し様々の事ニ而根本を立
立末ニ至り而道ニ立ものゝ皆様の心配に事ニ至る事も皆有名ニて実ニ
さる事と相成天下ニ利益ニ相成候様奉存候

一　右ニ通根元より相直し人ニ本気ニ相成候上大ニ改革ニ　仰出されし事
候ハ数々之事ニ至り一ニ相成候ハ長く相成候上右根元ニ業思召ニ候
ニ至候末ニ相成事をアトよりなるも皆害有之候且却て事成就不仕候大敗ニ

にて相成し難件凡六ヶ条書を左ニ相記申候

一御経済ニ而取締之ヶ条

御奥向之女中三分一ニ而減せ之事

諸役所を減し候事

役所人別減し候事

無用之費省き方之事

凶年之備を設け申事

普請を手軽にする事

奸賊之盗を厳にする事

天下之財源を開き融通を便にする事

奢侈を禁し風俗を正すヶ条

諸侯藩中家内国ニ一の兵を置事

手明ニ而旅行荒十里四方ニ往来之事

二千石以上無役之人家来陣屋ニ住居申付之事

諸侯之居邸陣屋造り之事

章服制度之事

諸大名供連并ニ手廻り陸之人渡り仲間之事

遊所場平人と交り之儀を禁止之事

寺院ニ而取扱之事

人材取立并撰ひ方之ヶ条

文学所之事

武学所之事

洋学所之事
奇才異能之士撰挙之事

海防之ヶ条
天下之諸侯大名身上為取直方之事
御旗本衆身上為取直方之事
天下之人民身上為取直方之事
其ニ応防禦人数置方之事
大艦大銃造り方之事
夷狄応取扱之事

辺地開キ方之ヶ条
山林川澤被開候て荒蕪之地[illegible]順々行ふへき事
人を集め住居之事
目前之利を計らす辺防を主とすへき事
大艦を造る處之事
辺防武備之事

雑事之ヶ条
金銀米穀之事
常平倉之事

右ハ先荒増之所存ゟ存之前文として通人ヘ本気ニ相成不申者ある故革之議
掛半途ニして廃ニ至り却る後害を生し不申為之を論し候さる如く宜しかる
へく只当今之本気ニ而米穀之人を集て改革仕候ハ朽腐之貫す見るの事を集めて
家を作るか如く家ハ出来住候ても大風あらハ忽ち倒れ却る人之

疑念之心を以生し成るを指して百年之下ても此るの定めるところなき
ニ付きハ倒れ乍らくも天地未た果を有るを見解して有事中改
革を始めさるるハ莠りも根威り行千萬の笑柄とも成る也トお一旦
改革之成る下上を何ぞ近き精神を盡し根強く思召込みし上は成
就せざる事能ては士道不相立るととも思召込一命をも掛けて改る一寸
も退くまじくと思召さるへし 種農義よ無之事 不相成事又 上
の法令を国よ當り廉耻の心を失ひぬ、其根よさく及ふ事へ天下
ハ必其正しき風よ向ふさるる事無之 答ニ日ク夫天中ニハ頑愚悍
獷なるもの有て其教よ従ハさるものあり是を化するハ恩威の二ツ
を以てするよあり恩威を云ふハ賞罰ニあり重賞の下ニハ死士有りと
やて人ハ必しも利欲よよつて重賞を望むよあらず重賞をと

賜ハるる事ハ其度よ當りてハ恩よ感し義よあつみて勢よのり命をも軽んし の
らぬ程ニなるハ人心の常なれハ如何なる頑愚のものなりとも其の勢よ乗
せめて使へハ君よ対する義気よなるものなり支ニ従ハさるハ罪民として
役ニ立すせ穀潰しとアものなれハ是を以て先鋒よつけて風俗を敗り
教化を妨ぐる第一なれハ厳重然て改る許されさることなり此賞罰を立
るニハ一の信の字を得されハ行ハれす信とハ偽りなく間違なきことなり賞罰
の定ハ何れとも無く廉耻の心を失へ公義ニ志し私利を営まず身を捨て
忠孝公向ニ志すものも不吟味ニ 上よ達せす千人ニ一人へ不賞を漏すも
ものあって賞罰の定間違て偽となる故下そハ 上の賞ハ愛憎ニ寄て施し
玉ふなると軽て善よ進む義勢忽ち挫くることの一人の
きハ千万人是をミて愛憎ニよる事そハ私ニも異るしと忽ち怠惰の心を生ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

故千金を賞し賜ふりても皆むさゝることと成り物を費ひて小言をアす私威横道の風
俗に移るへく頑愚の罷民を罰しつるも因循の不埒にて免角 上より命令する
從ふず教化を妨ぐるものを罰してふ吟味なる千人二人なりとも逃さゞるの法文 上の
罰ハ愛憎によることなく私心を生し悪る懲らす心なく自分横着をしてとらへて 上
の人大目に見て見ゆるすハよきと思ひて 上より罰を無慈悲なるの様に思ひ恨み
自ら慎て戒むる心もなくなりぬへく一人の民なりともハ千万人支をとらへて彼是の罰から
ても又上官の氣に入らぬ故なるへしと心得て只上官の気に入るやうを謀り
果ハ廉恥の風を失ひ 上より罰を畏るゝ命令の罰を恐るゝにもそれ故に心ハ無
様ぬ行歳百人を罰しゆるとも 上の威ハ立ぬことなきハ衆罪をもゆるし吟
味ありて罪を衆人も彼者ハ廉恥ありて公義を先とし私利を営ます忠義
精勤の士なりと目の付程の者を急度論ずるなく兎角を賞し賜ハヽ一人
を賞して千万人共に成程廉恥の風ハ無けれハならぬものを私利に耽りてハならぬ
との 上の御為よハ薩日向なく忠勤を尽さねバならぬとのことを存する様に
なるへし穀潰の罷民にて人の目の付程のことのハよく吟味ありてとらへるなく
罰を下しぬれハ一人を罰しても千万人共に成程 上の御仕置ハ御尤に廉恥
を無へて私利を営み勤向に薩日向ありてハ必ず御咎あること存する様に成るへ
是を下賞罰の信を失ふことなすゆゑ民賞罰の信を失ひぬるときハ 上の賞を
蒙りしとのハ廉恥精勤の士なりと遂に恐るゝ様に故なりとのハ別段籍するゝ
ハ称し感激して命もかゝふすと存る様に於外えのものも廉恥精勤なるを
責られとの我を恥しトいんと思ひ近く父兄子弟も己か父兄廉恥精勤なるハ
世間にて栄とし我子ハ弟ハ廉恥精勤なるハ他人にも受ひ鼻を高くする様に成
罰を蒙りしとのハ頑愚の罷民よふ遂なるを顕然となりハ人前にハ顔

出しもなりぬ様ニ成外よりつれる者も息情にして廉恥をも忘るゝ節度
る贖きる事をしてハ本務ぬる事も存し一宗親類も他人ニ對し面目を失ひ候様成
者を　上の賞ハ極難有ことに成ならハ極めて甚そろしき事と成ルアート
者を賞罰行まして恩威立とハやすき　部る褒美といふものハいかより深くませ　ハ下も夫ゝ列て例としてとる者の積ゝ心
得賜りても格別難有も存せす賜らぬ時ハ不足ニ存し俗信を存する様ニ成るも　者をも恵ミて御さとアート下恵ミ御まて時ハ上の恩沢深く有成アート有る家の大祖
ハ例を立て恩澤を求ることの　罰係人を係し申てるなり　切々道恩威残ス立るなんてハ一國の志も定ま之廉
恥精勤といふ様ニ有成ト是を誠の一國の志定ことアート此志定まる上ニ
今日まて廉恥の心を励し精勤する目の前を教ゆる之是を國是と明ス
するとしては扨其役方ハ上は一人より下ハ小役人ニ至るまての治ゝ職分を
よく心得させるゝ職分とアートハ前文にも申す如く民を治るの天職ニ
て侍以上のものゝ道ゑ倍臣の差別なく皆是を職分とせさるものハ一

人もなしきときハ治ニ其職分をつくさんと存するよりハ政をなさる　上ニ
於更今日此事なるゝときも我せハ天下万民の為に一の利成やとの思案有りやら
ぬ諸役人も我が役せハ天下万民の為よの成と思案し大小名陪臣ニても我役せ
ハ一国万民の為事の利成と思案し家内の者しるハ了ニ及ふ衣服を製す
るも宴楽をするもうくしてハ其末ハ天下万民の不為ニ成るやと成行る職分政
欠くに至るハすましきや一紙半銭の費も天下万民の為に惜ミ一事行ふも
天下万民の為と存して油断せすとの様ニ心を置さゝ失ふまじきハ忠義精
勤なりと目を付さするハ是を国是を明示するとアートハ昔堯舜天下を師ゆる
に仁を以てして民之に従其令する処ニ其好む所ニ反するときハ民従はすとア
て朋ニ百度此號令を出したりとも　上なる深く其恩を八方事ニ心を用ひ
有らすしてハ中ゝ下ゝ其心ニ成るものにてハなし又上なる事ニ其恩ある

諸事遊ひくる様なさんなきハ下々まても奢りぬるハるまさるへしされハ上にも民を
恩ハす奢侈をなさるへし 政事ニ怠り暴令を施し万民難儀を被るものなら
ハ是を罰しなきものハ莇文申上へく道 御祖法なきハ改るへくしあらハぬ様すへ
きハ民の為に心を労し己か職分を守すハ天下晴ての是なるへくまた成之是を
国是を明かにするといふ 昔漢北高祖楚の項羽と天下を争ハれし項羽ハ大
勇猛の大将にて百戦百勝なりきけれハ只己か勇ニ
誇り秦の降卒二十万人を坑にうめて殺し世にも民を憂ひ人をあせんとの心なく
高祖ハ寛仁大度にして初より恐らくハ沛の子弟をあんしめさるの能ハすかくハ豊之の父老
をあつさる能ハすなとて只人を安んするに目を付なかりし百戦百敗なりしかとも
終に天下を保ちたへりされハ世を保つ今主ハ民を安んする心なるとすことよつて軍の
勝負ニハよらすと知へし豊臣大閤ハ智謀勝れて初りしかとも民をあんする心なき治
き故二世ふして亡ひ我 神君様ハ世を憂ひ民を安んとの御心なりしかハ万々歳の御治世を
開きたまへり然れハ世を治るハ智謀によらす 仁様あきハ莇ともて下情も通して民
民を憂ひたまふによるなり明かなり
心固結して天下は萬年當の大基本と承るへくすへし 又 上るは国是を明かにするしかれ
君臣なく職分を志れぬひ只自分の為の無益とのミの思慮あきハ孟子の

いかなる王ハ何をもつて我国を利せんといひ大夫ハ何をもつて我家を利せんと云士庶人
ハ何を以て我身を利せんと云ハ上下互に利を目當として諍ふ家ハ國危く
上の禍ひ禍感と申ハ此事之謂なるへし あしくすへし
此経済此義論にて大意
右之如く上下同一体心を以て諂はせやうまきへて廉恥の心を抱きたる義を先とし私利を
営ます精勤せする様なる政ハきくを用ひて大改革をなさんとし上下一同志誠
定り一国の是とする所明らかなれハ天下万民の為を心とを相和して進四
此積年此流弊なる奢侈增長し一同困窮に及ひたる上の為なれハ是を
徹し又何事を施さんと存してもつるを施すにハ成りかたし民を治むる
ハ恒産を制し衣食を足らすより始むるなり奢を禁し是を根留らすは只あたら
すなれハ之を抗しても根ぬ何もハよるへからんと云ハ是を疾を療治するに譬ん

されハ病之標本と云事あり其標とハ末の事也本とハ病の根之根ありて末
ハ出るもの故其根を療治すれハ末ハ従て癒るハ常の法之志かし
標急なる時ハ先標を治むるものして所痛の根ハ腹中の毒にあり腹中
の毒を去れハ所痛止むへし然共所痛の強くして堪かたきに至りてハ
先ツの不せを引受けて所痛を申るあるによりて発すへきにするなり万民
をも申るある故なる者共は夫国家窮する今日にも其大事申る時に当りてハ先
千端を仕業を清くより手を下さんして八百一の便宜を兼たる故に経済
の所有得を第一と致すなり

御奥女中三分一ニ減せ之事

奢侈の根元ハ婦女より起る也其故ハ婦女といふもの元陰気にして人
情ハ事を性とするもの也甚しきに至る見ゆる所ハ天下の
為の上の為のミ了事ハ驕奢ならんと思ひ其する日ハ我よき衣を着て人の気に
入らんのよき簪笄さして人に美くしと誉られんとのミ了のミなる人の
よき衣を着し美しき簪笄をさしたるを見てハ一図に羨やましく思
ひ訳もなく求る故男も是に引されて其身の其望を叶んと孫に成
行ハ何事も皆欲心を先とする故ひ除く所長し果もなき事に及ふ故ま一
統の風となりて実用を廃し勤向を欠きても婦女の身支度をする故
振舞あたりこともしも出来すして及ふ也此奢侈の根元なる婦女を多
く奥向に集め置によりて也より天下の所為上の所為驕奢なりしも
存せぬ心なる事を為せる所倹約所衣備も申に行届くへき様なれ共是
無之且婦女といふものハ表向の役人の如く天下の政するハ預らさるものにて
ハなき故用向ありとて皆内證の用向也内證の用向といふものハいか

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

程欠かるへき天下の興廃利鈍に預かる事ハあるましきものなれハいか程御減し成
さるゝ迚天下の事に於て御差支有るへき事なし　只其用ゆる迚左右の御給仕
の者服裁縫の手段等を御倹約ハ勿論外に格別手間のかゝらぬ謂なし
左右の御給仕の裁縫迚も御一人に御二人位の　御上りさての(?)なれ共あまりに多
人数なるも御間に合ぬと云事ハ有まじき也之御手段御倹約の類ハ諸
なる者野上を御手段女中も三分一に御減し成れ共成れ数ハふれ
の者を餘ニ置き西丸御成之る故猶御前を尚かすは是文左程ニ多人数
掛るへき謂なし　左すれハ四分一五分一も減らすましきにもあらす　御用
之差支なき者ハ各其上人少き事ハ役宅数も局数も減し又
よりて御流御召御次の外ものゝ迄も減し其上御裁縫も人少なる
御部屋の御成御通りまても(?)ハ蝋燭油湯薪山炭等の類迄も減せ

改まり候ハ歳々省迄に至りて御倹約ハ何れ勿論の事ならハ先迄の三分二を御減し被遊
ても　御先祖様方の御時節に比しなりハ百倍にも及ふへし故老の咄しに
承り候に　神君様御若年の御時節関東へ御入国被遊候迄の
御時節七人衆と号して古き御召仕の女中あり夫を不残御供なされ候迄御左右
の御用向其人々御給仕ニ召仕ハれしよし右七人の外皆其地の者を召抱へ御供し外
に女中一人もなかりしよし言ふ其の女中の御供とせられしに下女一人も召連
られさるハ質素なる事を以て推して知るへし左れハ定まる事もなし女
中給仕人ハ弐拾人ともなる迄そありしとそ又承りし伊達政宗より毎
年高千俵献上ありけるハ右多佐狩内府に於て上様にも御持尻の
献上となりしものと思召して女中方の御仕着せの御用に被遊下高千
俵ハ女中方殊の外喜ひ事を外品と御引替一つとるより

古漢の文帝廿歳徳を蓄て幸せられしの慎夫人衣地を曳かしめすと申傳
へ候へとも我　神祖の盛徳に比し奉りてハ猶及ひ難く候へし
御先祖様ハ、さて又御盛徳ありて三百年大平の基業を開かせられ
ける事なれハ、是を御敬ひ被遊候ハヽ御倹約の御事に御手軽に被遊候へ
は国初の昔に立返り申すへく候故、ミな一つとハ申すと　都て事ハ貴近より始
め候事にて、人々心服仕り候事ゆへ先第一に奥向を御下しに成候てハ外に行
届き申すへく平日に心を付られ諸侯の家中倹約を致させ候ても奥向女中
ハ第一減せ被遊候てまてと申すへく候必行届き申すへく近年上杉鷹山公ハ賢
君の聞へありて　上よりも志ありて御賞美ありしかハ、諸家の御人数少しく
て始め御前様の御身辺ハ奥女中九人と減せられしより始めて候へき
十五万石の御身上にて九人にせられしハ尊敬すへき事に候ふ　唐の太宗宮女三千
を放ちて宮を出さしむ古人の美事とせしなり　若くハ著しく志らし
女ハ証の見苦しき女とのみ侮蔑を以て記むへきのみ。かく減せんは
それ故ニ雑然としてあるはへすかり党人其筆を宣揚せんと謀る
へし　其得るところを遂けるハ怨言を生し浮説を生し種々の害を
なさんと思ふ人も有けれハ、中には上部の御方々にも手を入れて流行すかをは
宮御方も御婦人方なれハ、天下の御為御為にハ露たりとも思ふ事なく
只目前の栄に泥みひ候て御贅なさるもあるへけれとも夫こそ盛衰
まて付るる事を知らすしてかく其他の事ハ速にも届くとのことに候故
天下の御為御賢に望ハ又ふまぬとて俗言の如く新選と行はるるを好事
の相及さへ人別御減し江戸人別減せしに至り御害なくは諸下の江戸人別
減しての上条にや御座候

但此策行はれ御奥向並御普請三ヶ一ニ人別減しゆきは御用弁も莫
大之御省略なるへしさすれハ只今此女中の職をもとりたるすへの御手当も並下
皆此御減少と相成候ても二ヶ年も立てハ内ニ而其御費ハ足り候ゆへ右之段は
其後ハ美大の御倹約ニ相成事ニ候へし

諸役所を減し度事

都而役所数多けれハ御用多き訳ニていたつらなる役所にても役所ともなれハ
炭も入油も入紙も入筆も入人も入小者も入るものも入ハ道具も入故元締
を始めまてハ役所を減しまする第一の要務に御座候一寸見ニも知
ニてハ役所ハ少なる有之方無之様にも思召候得共諸ニ簡易ニ而て其気
上之御為と存し儀ニ候ものを御使ひ申候ニ付勤向ニ
功者なるものをもって御役附ハし此役所ハ役所人並ニ御罰定

此役所を欠ても差支之なき一ヶ所ある事ハ先私存寄事内ニ而省度と
さして御減省等ハ一旦其御手数かかるとも其役所を止め
て賄所へ御無常もなく奥用人を止めて奥向を勤させるなと御省略の義
随分都合出来申候者之によりて天下の数多き御役家有之候ハ有之へく
其の者の御用有之候ハ御普請方有之ハ小普請方を並ニ御普請方
定小屋有之ハ外方之御普請有之ハ別ニ小屋を建るにも及ハす定小屋を
ひろくし其内ニて御組屋建ひて建るともしても相済めハ仮小屋ニも及ハ
す御手当も及ハさる様御減少之御普請御普請方なる流ホ之多き中ニハ
いくらもあるへし御番方部やの類も古ハ無之御儀もありて下情を試之非常ニ
備へ申候の類又ハ御番方の一ツ雲雀ホ大名へ下て御鷹をあつかり候御役
之様もあるの様ニ相成り候ハ形計之御減省ニ而実之御趣式

計る何にても不束なる者の存寄を試みるには好く目の明き廉恥を弁へ
国家を大切に職分を存する役人を撰み非常に備へられても何とも御座なく近計
私するの取計ひする御側向并近習向にても人柄を撰ひ申すべく学文は如何なる
勿論一位雲雀を諸大名へ下されて諸大名も時々献上致させ候以前大名奢に
ても御鷹山小菅等にて　御遊ひ心を用ひ遊ばされ候事故世の人気集まるにて
其比は上下共誠意を以て思ひあへり候事にても諸大名を恵撫致し候
ては国家の御為にも宜しき事の如く形斗弁を進る諸事の事重に相成る
も諸大名にも却て迷惑に相成候て双方共誠意を違へる所存にても不
相成る事等は類の先例となる御者暑中は十ヶ年もさし止め候を止め諸大名
よりの献上も生年始并として其外は相止め只国持大名並国主の品
一度とも相成候はゞ是も大概相止みても可然存候只

京都御進献之御挙にて鶴を差上誠意を表し候も[illegible]何卒大切にて
御祖法にも有之候はゞ此御用に相成候計御残し外は不残相止候は下々も
大助かりの事にて御餌指の類在々を迫る民難儀に相成候事数
件を知らず是を止められ候は仁政の一つかと存候
追々寒気にも相成火消の類も初は非常の備へ防火の為にも相成候事
事にて有之候処只今にてはかへつて伴者を召抱へ是等の者皆手頼に宿
も同様なるものにて火を付るを見合せて盗みをするを業とし世上の火事
も大に多くして無益に火消の人数を貪るのみにて却て下の難儀に及ひ
候事も有之候は是等を四ヶ所位に減し御曲輪外并武家屋敷の火事を
一切に構はず御曲輪内御門等の火消のみに相成候はゞ下の為にも相成大に
御者略に相成へし扨又武家屋敷町家消火に至りて下の諸侯の格

邸作り方の箇条あるへし近頃浅草御門ゟ焼失彼御門も常燈すらも多
き故ぬ何とて焼けしやといへハ如或人あきれハ定火消屋根へ登りて焼ける
答とハいへ成りけるを尋けるに定火消ハ屋根へ登りて只ハ立て居りし事る
故尾を免くりて其上に鳶口纏を突立て居るに其家根とりてよの八
皆板皮ハ板にて葺有りて尾下にて雨かゝらぬ程にはろくしするとそや
へ風ぜよる事にて火消の者皆下に落て井桁て逃散る故火の子忽ち
燃付てやけしと是ハ中々目撃せし処と信して火消登らすハ中
々焼けハ為ましきものをといふてあるけや是等を火消備ふ(の)生
役の所方に能く心を用ひ気をて勤めハ右に利病ハあるへきること

役所人別減の事

役人人別多きハもつて費ある根本之故に人数を減するハ倹約の
第一之志り人と道具ハ手に入る事に明きハ多きこその故減して小間に合兼
るうと存るなれとも左にあらすたとへハ我か式の家に従る十人前ハ沢山膳を
平生出して其事を五人前に減ゆるもどうかこうか間に合行めくせん人数
あきハとて若しも下すめくに人に廉恥の風を励し丈精を出させなして敷て
働く時ハ是に過る心得欠ハあきらかの只気遣番衛に世話或ハ御改番所
にてそうろう事を減せるの兼る故其外に役人家にて下の者に精勤を尽て
へきとなるをもの撰ひ工夫をさせ減方致いくらもあるへし手の足りけ
ぬ御給金算盤に出来ぬ御勘定人料理の出来ぬ御料理人あるいくら
有るも害にあらずあるかにて支ふる所蔵にも遅く役にたゝぬものを撰ひせん人
数にして精勤いたす所の甘すぎり撰ひ成らハ却て大勢にて定職
持て居るより間に合ふへき支配をもって何事をなし御為てもいくらと多く益

ハ役所を以て御救小屋とする也御救小屋ハ窮民救入る所にて然るにすきをつくし場
所をあらすまてを猶る事に御座ハ廉恥を忘るゝしとうへし又御勝手方にて
萬使者御役方等は掛りとの人ハ是迄　上の物を盗みトなど役徳と号
し是として恥る心もなく小役人者のかり在に名ある者を養ふ方ふ行さ
杯と自ら許して余計掠むることを御の為りと心得廉恥の風俗を失
ひて風俗を敗る此第一なり又御倹約の主もめ根元之を其ハ此風を厳敷戒
めさすし後口暗きる段にとの人ハ急ち罰せられ悪しめられへ
し是古ハ十五俵二十俵にて諸式もあくせの中も質素なる世なるし
なも仲も身分不相応に諸色も高く出る世なる此風儀大着に移り申さる着
なる倹約手筈为中にも無之相たのまるハ恥しきなりしも共しる故
此儀成りうるとの人数より三分一位に減し其人数にて精勤させる事

ハ笑ふ廉恥として其まゝにて別段と人々も人数三分一にて済みにて尚其余の
御益あり此御人数御減せ被成候との義御玄関書中ノ口書御伴方の小人御者家人は
野方小者迄六尺坊の類多く人数も然いつもも三分ゝ二を減し此人数を以てケヘル組
とは先手組百人組御留守居同心火消同心其外の役の類組合せて二三十人
と被一七八十俵二百俵位の者より出るとの事諸組手力を組合せて騎馬隊と
し平日訓練して常に所々の御番所を守らせ起へし　なる御簡易ハ先手頭も指揮そ両勤後ハ追つて
被の事にて御弁手の者を被をケヘル組にして訓練をさせる節を失ひ実用に
役に立ぬ訳を下の武学に條に申へし諸役所人少なる也ハ御入用も減し
其人数ハ御簡易にて事ハ合する御簡易なる事ハ物もかく
らず諸式迄も三十人にて出る事を十人にて出る事ハ大造なる事を遣ひるの模行
なる役徳手罰せられても腰き事ニもり其ま其なりての役徳手

しと云ありてしかも三千人に而済むと大きなる相違なり古へ馬を
養ふ者も口付中間馬の食を掠めて馬を痩せさするを憂て別当を
立てたりしは猶し痩せたりと云如く人数殖るほど支て猶て掠る者も多く
成るものの故又夜番をするも人数を減するを第一の良法として旦々様に説
役家人別の多く成たるは近頃の事なり由 私家に延宝の武鑑有りて其
其比ハ役名も役々の人数も至て少なきものなりしを後世に至り物
事繁く手数のかかるに随ひて殖ゆるものと見えたり 手数かかる人
有ハ其人数に溢るるハ是を以て知へし

其用に費へ皆き方にある

天下の大なるの身上なる財用に足らぬ者を年々にしてあるに又
するとかハ其用に費多き故也 其用に費を人知らすして恐長を

ることなく是を我に式の不足所なる指し考ふるに其始め極て夜續き此始りを
一年の入用十四五金か二十金に及ぶ其節を一年中衣食の費妻子の入用
世話の交合共にあらしして十五両か二十両に内外にて十分事足る如く追に入り
目も多く或百金以上にも至り衣食のことも定め様に成ぬきは竟に其の宮に
栄曜の心出来て入りまもし多き程宮に弥失きくるゆへいくら入ても十分に
ハ届き兼るなり入用に応へ其ほどするとハ不思して入々の不足なるなりと夜毎ハ夜
る程貪る心生来て貪るは貪る程入用多くて或もの是を始に云處
て考見れハ定知十五両二十両の身上の節迄もまきに定まらさる裸にて
居ても世は飢るに不合して居ても世はさきは後には知らすして其用し費へ
多き事推て知るへきなり 古へ 御創業の御時節ハ軍馬の事もいふに
及ばず御城の御普請等其外の御手当でなる御の御物入多数なる事も世に多き也

国立国会図書館　タイトル『堤蛾叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

るゝ事に　其頃を考ルに天下之御蔵納も只今の通ニハ行届ざりし　御取上ヶに行立ぬと
見ゆ諸運上の為納も只今の様にハあらざりしなるべし
ありける事故及難義する故なりしハ無用之費成る事有之　昔の家園の式豊古き舟板ありしより然る
も古の質素の御美風　さまさまハ用も足りて仕方ハ無用之費を省くる事に
御尤なるへし
相応なる奥女中を減し役人を減し其上役家筋の人数を減しトいへ共無用
之費大半ハ減すへきる事にても諸役人仕来の旧例常格に依て無用之費ハ
兎も角にも先を減せる仕方ハ要ある其役を勤むる事の相調へきる
事なく寡し其局中ニ在るものゝ多くてハ見合せ只四季之仕廻を致せる
ハ人ニもいふすを存しも只之旬節之利を顧之押隠しア出さぬ事の国之一大
弊之中之材能有りて忠誠なるに上之御為を存る者を人数之多寡ヲ以て
三人とも五人七人十人位も撰ひ出し其余の冗官を減しトも可然やなと一人
にて諸書生吏を折中しあハいよく行届くへし其上る国利のなると思ひふ

自由を思ひ勤年来きハ利欲に耽らさる者きるゝ之夫を役免せられて私利を営む者
ハ不廉無耻の族なる上に忠誠の心薄き之夫を罷して忠誠を励むものを
賞し人を撰みて用ひなハ天下の御入用筋する事ハ減すへし　忍悦文

凶年には禮を殺く事

凶年には礼を殺くとして定式之御規式を省減せは御減せし御入用を省き下々をも
助る事は古人救荒の一策にして只今凶年とあらハ無益之費を省く事ハ少節
ハ之年之法例に准じて減之御省き上下を助る事肝要と存し万一之ときに
至ハ此旬に御省減なる事を先づ十ヶ年も御年限を以て御止め或は皆止に御省減なる
儀なる事も御省略ありて然るへき事なり三季献上を始とし時献上に於て残
御止只年始年頭之御祝儀も御服之節并献上等も無用之費を省き候る
にて御省御精大名も時献上の形を存し其上表之詞達せ度

称する類の形容計の事をお止メ候て是迄ハ御座候ても英敵にて定を差
し近き歎と致させ其外御殿向之ふよりして上下とも手数かゝり候入用之事
其一切お止メし候ての御費お減可有之
但平日の料理頂戴之事 陪膳を禄之事ハ不及 雑なる事に至るまで日々大分
之御費もお拭ひ上人数もお拭ひ申人数に至る迄其例之役儀にて猥りの
費多きを停止致て廉恥の気を励し精勤致し候はお成ハ上之飢さ
ハ致させすへきを御湯漬におゐても不足なるへき謂はなき下万民迄も
お止め之先は茶席も入らさる事お減しハてもいるに今に於お成
一つとし百品の料理の品入用計も余り大分にて其費は有けーつとし右之お
ゝも手数お減しなるを都て費なるも一万両も有る由にも手数お減られ
ぬ事余用之費を省く事第一の心得之

奢侈を可禁とする事

天下の大費ハ土木遊宴にぬくハなし 此我邦以往の遊宴ハすゝき
と申様に致し候御様子にて大造なるは入用ふしきも事とふ第及天
下倹約を仰出されるに至るまでハ御省略のよし遊様も行るゝ事なし
只土木之事に至りてハ上之御好ミに出て少しも年々無之御造作
も段々増まるへし 其上此度大地震にて是迄の御門ミしまふり
及御櫓之外堀石垣之類大破之所も多く一のみに是迄ハ成丈
ハ手厚く致し石垣外囲堀之余り御繕は手厚く御普請内
向御要害一式ミ外見を取繕ひ堀計を丈夫なる様手桐なるも
お成御門ミし度御櫓ホ其外要害とハ申す武器の様子も
時なるに火急之際に故右之類を都ては余用心丈夫なる

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

柱を掘込ミ法ト密ニ而門ニ取威トいし多分之四壁も書付けんの事ニ候外書籍相
認メてをるかかし前々より者ニ心持て訴る者あり署ニ承威ト申事ニ而相違無之
減ト第一とすへし

但薪ト及ひ炭ハ下方業体ト運ひ　上之御薪炭とハ価ニ柱一本
ニ而も大金ニ而よし申出とて下方より八両ニ定直段と申し押買同前ニ
引上ヶ高直ニ売りニ而も其物ニ数多く成ト申立値ひの人
之例之役徒を多分ニ而申立てへし是ハ其の御役儀者下の奸贓
之ケ條なり通し

奸贓之罰を厳ニすへき事

奸贓とハ口引（取込字カ）を取る計ニハ無之奸計を以て下を虐け賄賂
を取役徳を貪りて上を掠め或ハ盗賊の引合を付け或ハ祖
税之高下を私し或ハ訴訟の依怙をなすとし或ハ町人と馴合　上之威を仮
り押買押売をなし或ハ職人と申合出来之品ニ上前を取或ハ出来
ぬるをも存しなから出来るとし にかかる賄賂を遁へ或ハ見ぬと申し年
而代を払はす類ひ其外より種々の巧をめくらし上下を掠むる
を都而奸贓之悪事と申事ニ至りてハ甚敷ニ而威ト申下之ニ而盗
ニして賂をも取りとの者ハ度々申すりかるく国家の虐を蒙り迷惑し
悪黨ハ追々縁多く而罪を免るれハ之よりすす横行して人を掠め
道を守て身上果すことのも巧を以て身を起すもの出来るハ
皆是輩共の生するる多し是を深く戒めされハ下ハ行まれす
又　上之事ハ金次第いふすも威ト申事ニ御威光も自ら薄
く罪しても懲りす賞しても羨ますまかり行てハ下ニ不忠義ト

なるへし下ニハ當時ニても無用の入費掛る基となるへく大ニ其の箇
條々も有之通廉恥の風を励し諸役人をも本気ニさせ度ハ此等
の事ニ下ニハ大概ハ風俗改り可申候へとも臓罪を犯し候者再勤成兼
候様ニ御定被成て制し置れ候ハ無用の費も倍出来兼可申
哉ニ別段の箇條ニ仕候

但當時計を以上下を貪り候者ハ限中ニ一ニ甚しく成り候を顧
なき前文ニも有之通中ニも小給ニして妾宅抔補ひ大造なる者し
方役ハ其の有之者押て紛らかし候ニハ宗體有之ハ忽ち
相分り可申

天下の賤源を塞き融通を便ニする事

前文ニ御座候 御用物中ともハ御儀中のへき限りもなす 御守

殿御覧遊候向ニも皆其内ニ有之候得共 御蔵本ニ有之由ニ而賄
差示ニ而有之牧者ハ無之又 御蔵との釣合ニて本ニハ婦女子心服ニ仕
崩ニ而基と成候諸役等 諸役人無用ニ費減候義を江戸計ニ限
らす遠国役所陣屋迄も其外共ニ又無用の費を省き候ハ民政武
備ニも亦費欠へからさる角を十分ニ可仕の為ニ御座候且心費の内ニも
下方締も又ニ立締る迄矢張無用ニ費ニ候事ニも本気ニ成不相ニ
人の心得ニ有之候一々も有之述かたく其外諸ヶ條改ましき事ハ漏候
基る水沢かましと申付候何程又遊る事も十分ニ満る事も無之此諸ヶ條
あるは何とも道塞り人ましく候へは程法御備建申候へき哉と存
の義と存候へし

第一天下の身上とも四海を一ニ遊る事故此家の金の融通も済る

を富として、然して天下の富を富とすることは勿論之義なれとも、只
しくてハ天下を富すへき様ハ無之候。一つの悪にても行届難き成事先財を集
めるハ皆あるまして財聚則民散、民聚則財散、長国家務財用者必由小人
と聖人も戒め置かれたる事なり。聚むるハ散する為にて候儀を諸役人ニも能
く始終を考へ弁へ候上にて、天職を欠き不義天下の恨を招く様成ル事にて天下
を失ひたる殷の紂王、秦の始皇、隋の煬帝か如き其例少からす。恐るへき事
事に候。扨故に経済の政を為すにハ民政・武備・内外の政事を行届かせ
天職を尽す為なる金穀を積貯へん為にすと心得たる肝要之
貨財之源ハ農業より出て、天下の米穀布帛を始め諸物皆天下の富ニ
成す。天下富む時ハ上も富む事故ニ天下万民をして農業に力を用ゐさ
せる肝要之事にして、是を人君の天職とする義ニも可有之、下通士以上皆是を職と

せさるハ有へからす。故ニ天下の経制を立るハ是より細かなるを大法とする事ニハ、経済の
政務の為なりといへども是非是を以勤め行ふ事ハ不可成。然れとも夫ハ天下の大
政之上よりある事にて、尚当時の急務よりして天下之大政ハ古より規範有
之、世々の聖賢善変ありしまてなり。只々是を別ニ論すへき事も只経
済の政務之義ニ候て、ハ申すに及はす上を始天下の大政といふ所以に候、必見ら
下にも其至極迄を任する能く以て動政の一端を見るへし

但農桑の勧め方古人の成法も有之事なれは其長くとも別論を不
待害を除くへき一二ヶ条挙く。民の害をする第一ハ奸猾の小
吏之是等之所行、或ハ村役人と組合租税の事より下として上下の中に立
利を貪り、或ハ公事を長引して上下共永く窮詰をさせて民を
疲らし、甚しきハ賄賂を迎請領し金銭をかすめ、政次第家人

も金銀に依て免許有之事なれは金銀に依て見届（聞ヵ）悪事をも手先とし
て上家を取盗賊を捕て引合を多くし其外の御益を表向にし運上株式
新規開発等と号し下の難儀をも不顧る情を巧にかしこく謀る事皆
己か私に謀る事也　上の御益を一分取る時は下の傷みは一寸より九分
は皆奸吏の所得となり　上には一寸の恨を残すゆゑ弊類甚多し
其上諸運上諸問屋株式なとといふ者は皆〆買〆売の手段にて
る上より取る御益を御貸のすへる諸問屋の利益を太造にするの
其利益莫大にして皆諸色の品物を撰み取る高価になり騰貴し
天下の難儀と成也譬は此度の如き大変にても猶も山方より出る
毎材木の類五艘入来れは問屋より出て分けて一艘の二艘を御用
に札を入れ御用出限と号し　山方にも余程無限ある引上ヶを
品に御用と相成候を时節柄ニテ之増金を取除候へは高價を以外ニ
賣出し又は一二艘は御用ニ引上下も無限の分を残りの三四艘ハつとい
ふ以て蓄置御影出候によりて金ニ等致させ候を得て是を諸色
近年皆者に高直に成故一同ニ難儀と成候事　上の御用を下直にて
納めても諸色一体の物價高直に成り候て果は　上の御損りと相成是を急
度御節の奸曲ニ付此輩手代皆に此手段計致居ト吏を小吏共輩賄賂を貪り見逃し
上にも色々と成問屋株式等を取建候筆別に近来の流行と相見へ候得共是を
皆天下の諸色を高く致候は元禄に比すれは甲州之半紙一〆ニ付引文にて位
ら値付いし三千金之御益上ヶ候とも是ニ依而特の閣老土屋侯上より三千金之
御益を取らるゝ故彼か〆買をして利する所必万金ニ及ふへし然る万金品物ニ
てまれは天下万金之損かするを天下にて万金之損をうけて世間つまれは上下ての

三千金ゝ天下の万金の根を買ふ之とか作て世くるの止ことしと並んて古人もよく
根本ニ眼目を付らるへし　その之
其次ハ諸國の産物之産物ハ法度を立て奢靡なる事を禁し必用之品を
多く作り出す様諸国ニ令し諸品物を広く作らせ万国不足なきを致させ奢
靡之品偽り品物濫悪なる品拵出しなハその品をよく吟味し罪を下し質朴之
夫之品天下ニ改山行渡りなは何事ハ天下の融通よろしく財源涌くる之且ハ今様ニ
致ハせ奢靡濫侈の源を塞くへし右之通りになれは米穀布帛其外日用諸品之
品も近海山生出するまゝに又其融通ふ宜しからす滞なる様ニ弟ニ大船を造り
運漕ノ便よく諸侯ハ諸ニ出す米穀土産を以て江戸邸の入用を弁し
上之も国之公領より出る米なと産物を廻船して威々以用を弁し其余あるを
町人に渡して売買せしめ米ハ常年倉庫を都會之地方ニ建て其價の高

下を制し諸産物も　上より下しめふ價を時の準備ふして猥に高利を貪る
ものを禁しなハ物價平かにして売買宜しく其国のますます富むへきなり
都ての一体の物價を平らにせむ　上下の宜しき限なくして押買同前のなき様致し
上下の諸ゝまつりと様に高きハ其物も便利になるまゝとも一体ニ物價騰貴
して諸ものを　上もさきものを以用ふし威して万民成様なる事也實の殆合
を目前の手附考ふとのミハふかく手之元ゟより奢靡濫悪之品作り出さゝせぬ様ニ
それらの新なる様なる事も新なるものハかりし米以の織物糊を入て汁を加へて
目ろをとるすを領之より屹度禁ずるハ一切左様之品米以より出ぬる紅
へし生財之大道なり作之者疾用之者舒則財常足と有之はよく右之通財
源涌け諸物沢山なる其價高からすなるハ作之者多きなり無用之費省けて入用
少きハ用之舒なる是經済ニて國用足るの仕方也

奢侈を禁し風俗を正すヶ條

一右經濟取締之法行はれまして國用足るの道付くとも是迄天下一体奢侈の風甚しく風俗猥りに成来りし時世なれハ上たる本氣になるとも廉恥の風を励しめられても下に自然と質素朴実之風に移るハ難かるへし又風俗改まらさるハ上にて如何程に遊ハるも世界之困窮ハ改るへからす世界の困窮改まらされハ真の國用足るといふへからす是を改めんとならハ先其源より改むへし扨江戸ハ大都會の事なる萬國寄り集る處遊手之民多く奢侈に移り易き地なる事ハ其風天下に及ふ故天下も自ら奢侈になるハ勢なる事なれハ天下の奢侈を禁せんとならハ先江戸より始むへし扨又江戸に遊民多く集る根元を去られハ旅ハ遊民蔽せん遊民蔽せられハ風俗を正す事難し故へ

先民を救する手段を先とす
一江戸に遊民多く集る源ハ婦女の多きゆへ婦女甚多くなるハ諸藩邸に追々
定府を多く来ると奥向追々手重くなることにより美麗を好む婦女ハ常情
首飾調度衣服飲食に至るまて新奇流行特を追る増長し音曲遊宴
日々新に月に盛にして色々甚物好を尽し諸色の費ある事水の流るゝ
よりも速にして利潤夥多なる事ハ四方の商賈競ひて江戸に来り法外
の大利を得るに任せ又其金銀を従視して分外の侈りを極る故武家
も又其風推移り遊興をこのみなるより上ニ諸藩困窮せしハ町人の力を
仰き金銀の融通する故其町人の機嫌を取り甚しきは定奉行の留守居のと
申一文不識の者簡もなき輩侍の事体を弁へすして町人と同様成
振舞遊興をするを実合と号し公務同前に心得る様なる訳も

なき事に流るへきハ四方の無頼遊手の徒其甘味を慕ひつとひ来る故人別等を
追る夥敷なる事に近来此遊手多く集るを厭て人返の法令を下し江戸
を掃ひ退くへしとすれとも中々是も人情事勢を知らぬ妄説之事
江戸の遊民小商人の類皆諸国に家ある者ならす又家ある者にもせよ
飢に追ひ掃ひ村里へ帰り農業に就かせんとしても今迄なかるへし田地を
左様に得られものにもあらす是必数萬之人路頭に迷ひ了へし数萬の人
路頭に迷ひ少数の事をいとしハ忽ち一揆流賊の徒となる事了すより
外はなし是大乱の本也又厳法を設て罪を正し種類のものを非
人を駈て蝦夷へ送り開発せしむへきといふものもあれとも是ハ秦の始
皇罪人を発して長城を築かせて終に陳勝呉広の乱を引出せし
故轍也都て何事も無理なる事を行ひ事を勢をもって駈りける

を容易に行ハるゝものゝ勢を以て駁ハ先其根本を除き又其末の行き
安きを指くして自然と自分への才覚を以て安くにならき散する様に
なる也 扱其仕方を分一江戸の婦女を減する之婦女の減し方先
御奥向より始むへし 御奥向之婦女減し方既に取締に候了
了述へたる上を 親藩并御守殿に令して不残三分の二を減せ
しめ下ゝ迄諸事簡易にして事を省かしめ大奢侈の風を禁し、其
後を諸侯并ニ旗下之人ニ迄令して成丈減せしめ召仕婦女何人と
可事を書出しめ分外に多きなきを尚又吟味有りて減少して其余な
を勝手次第として家中召仕ひなりとも右に準しゆて成るへく減少致せ
様令せられ之上諸侯藩中家内国に差置き手明の旗本を凡十里四
方在住三千石以上無役之人家来陣屋住居あるへく候 仰出さ於樓を

江戸中婦女大半減へし 此婦女既に減する時ハ町人の甘味大ゝ減し江戸ゝ
在りても大造なる利益有る事をなすを得すして是を處置せる
業なけれハ亦一揆の本となるへき故に是を處置せんとならハ天下乃
農商を分ち以業農人商賈となるへきを許さすハ江戸の中以上之商人
國々城下婦女多くなりて繁昌すへきことを知るなれハ其利に従ひ思ひく
に分散移住すへし 其上蝦夷地ゝ於て金山銀山石炭山并新開田地
商賣向ゝ乃業りサエ多ければ稼ぎ渡世十分出来て十分の利を得へき
様に上にも手入致しおいて手順を付るに達直ゝ行きても取續くへき
形勢を示しおいゝ江戸ハ利益なくして取續き難く彼地ハ利益多く
して取つき安きを見ハ中以下之者ハ必競ひて彼地ゝ赴くへし其上
ゝも辺地を厭ひぬ者帰農之志なき者ハ國々ゝ令して有力の者ハ居住

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

を與て自ら廃地を耕し永業とする事を許し無力之者ハ夫々農具家作
の料をあたへて耕作をする事を許し廃地を開くものハ十年此鍬下
を免して課役を免し農の大益なる事を示しなハ喜んて農ニ帰
するものも数多なるへし此道を以て独らハ何の苦もなく来るへしと
人別減すへし然る上ニて奢侈を禁し風俗を正す法を行ハるへし
藩中家内國々差置き方以下此条々并奢侈此禁し方風俗の正し
方下ニ詳ニす

諸侯藩中家内國ニ可差置事

一飢ゆるものハ食を與へ易く渇するものハ飲をなし易しとか
ゆく差詰り困る時ハ大概の事ハ辛抱するものなるハ人情
一昨年米利堅船始る来りし時ハ江戸の婦女不残在々ニ立退
く支度をせしるまへハ何の為に國構ふを命せしまへハ人皆在に行くへきしる
又事に当て又民の何として出るまて付國ニ行ハ迷惑ニ思ふ者多るへきとも又
此度の地震にる八家々を傾き住居をなしかた若しも其の数多なるまへハ此勢
る来し國ハ（勝）致命せらまし八米利堅の時程ニはなくとも平日よりハ恩れ
切ふく中々に在ふものもあるへし諸侯とまり國に人を出すにハ國元の長
屋普請にあるとも入も多きなれとも江戸屋敷勤向番ニなるまへハ普
請を極省略して事ニ当敵にて出入高減し格外の痛ニハなるまへくとし
此時を過しはき人に民の何てかするへ付藩邸も夫々家内持を為るし
積此普請ニ物をかき出来し又國の普請をすると云ハ二重の物入ニ相
成多くなるへし雖有智恵不如乗勢今特則易然とハ此時節
をするなるへし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　ガラス使用

一諸藩在江戸之御役を勤らるゝ時ハ其家中ニ而も御役ニ掛りし勤致候もの大
概人を撰ミ用ひらるゝ事ニ而役人を撰ミし時も一家中ニ而沢山なる者も
のや其上何ニも公邉を勤るものハ事馴きたる者ハ公用を粗略ニなし
く国より勤番ニ出しそのまゝ間ニ合兼るゆへもあるへし先も上よ
り事を簡易ニして手のこふらぬ様ニ成り古へ之風ニ復し帳面
よかしこらす銘々之器量を以て勤る様ニなる心得を大概ハ勤るへき
なる事ともしまらハ先例ニ委細規則あることのミ作るまてハ勤り兼る
役々もなるへきなる御役中も其役ニ付定府ニして供方番方勝手方之
不残勤番ニ致し迭代なすへき事なり
一御役ニ若ニ諸侯家中ニ不残勤番ニ而ても君侯御家内御国元ニ
そ参る事共御祖法ニ而出来兼る勢ありともハ更ニ御附奥向ニ取様ニ
人ニ并当ち来の類長く在府させ候ハなく無そのハ見斗ひ一家
中ニ而五拾ニ十軒定府ニ致し其役を恃し其外ハ又ニ国元ニ出し
入替て一の差なる也
一家中勤番多けきハ遊冶放蕩ニ身致果し国ニ帰る事出来
兼る様ニ成候人の損しかたかるへしとアそのなる事も是を鉛ニ家中
取締ニ致方ニ宜風俗惰弱なる故ホよるなりさらハ己ニふ心得を顧す
大法を雑ぞするハ廉恥を忘れしものニ係之而ニ通家中人数を極減
少し在府中ハ繁勤ニさせ御事極ニ簡易ニして君臣の間を近くし
邸中ニ大学古塲を設立置君侯始め少しも暇あれハ稽古塲ニ出て
文学武藝を講究せしめ婦女を談し放蕩を好むを恥とする様成風
義ニ仕立右様ニ行政之そのなれハ士仲ヶ間まて歯させる事ニ致置

いハ門禁なしに放置ゆゑも右様なんぬ道出来るものなれハすなハち上ミ
も極めて検束なきものゆゑ不行届なれハ其国よりして格式を大事になしたる様
になりしゆへ都て淫欲之事も一度や二度ハ勘弁すへしと初めは許
すゆゑ深入もするなれとも初めに厳しく懲しめなハ左様の事もなかるへし然
るに今の上にて勤番者并放蕩人出来るハ大概定府の者手引をする故
定府之者を第一方に進ミ幼少より内職ても為する事故覚え小銭を
貪り一文に識育ち放蕩をする故江戸気質と云事に様なきもの多
くし故国より出るものを田舎者と侮り突廻す故国者ハ是を見て
気之成通人となりたく思ふてそれよりして手引して放蕩仲ヶ間に引
入るゝ之江戸者ハ元より困窮なるもの多けれハ却て自由に金銭も廻らぬ
故に身を果す様に至りし事も出来兼ぬれとも国者ハ少し并操

四ケ出来ぬ故人も見従ひゆて終に身を首尾四ぬ借財して身を果すもの
の多し定府の情弱なるものなき家ニてハ左様之風ハ行ハれぬものゝ其上勤番
者とても家内之用事等之故閑暇なる事なけれハ兎角好む飲食突合す
るなり終に遊冶并習ひも出来るなれハ極人少にして繁勤にして其間ハ文
武の稽古事に奔走させなハ仲々放蕩に志す暇ハなかるへし諸藩之
風俗正しきハ天下の風俗を正くする根本なれハ上よりも能く令せら
れ藩風を正しくしめらるゝ可き事也

手明きの旗本衆十里四方に住宅之事

是も江戸人別減する一策にて唯今古人も既に心付きて室新助言上
仕り事献可録并中に相見申候趣左之通に御座候

・漢土之中を考へ候に句論繁昌之事を考へ候に群臣之住宅

不残城下ニ有るにあらす帝城を取廻し或ハ二三里或ハ五六里
山野隔たる方ニも分散致し住居仕候由妻子僮僕ホをも不及申
其外商賈抔も夫ニ付てすまゐいたし候故都ハ諸國より集り候者
も五里七里其外ニもちらかり候道理ニ御座候只今江戸の繁昌ハ日本ニ
るを古今ニ無之事ニ御座候然る処　御城下一円ニ入込居候故其
程廣大なる武家屋敷も尺地ものこらす人家の地とは罷成候まゝニ
遊民悪黨も其間ニ紛れ居候故中ニ仕置も難仕科人絶不申候
其上ニよりて奉存候ハ寄合組小普請其外無役ニ之ものを江戸廻り五六
里三里外又ハ王子葛西戸塚板橋辺ニも百人二百人程ツヽ住居被仰
付候ハヽ末ニ商人ニ類も夫ニ付て集り可申候　御城下自然と
人少く罷成可申哉一諸國備ニ成候も宜敷江戸　俗も改り又ハ
火事の沙汰も静可罷成候

右新動了上候儀至極便利ニ御座候御事無之是ハ右組ニ而
組頭支配夫々ニて其のものを御見立無之なる風俗を猥ニ相成置右様遠
方に組合候ハヽ支配仕候者共中々人材を見知り不申御擇撰ニ被成候
御仕方無之ニ付人々捨置ニせられ相知らず様ニ不存候て人心自ら引
立申了役つき不成人相見へ不申候て者之適組合ニ被成候上
ハ文学武藝所其組ニて建立其組支配精を出し候る人材を
仕立候を職分ニ仕候ニ付其内を選挙之法を以取上ケ候様ニ仕 此選挙之法ハ下
ニ人材取立方之ケ條ニ申上候 多く御役ニ立候ものを上けヲ置候而頭支配
の勤功ニ被成二年も三年も組下より一人も人材出不申候ハヽ其頭
支配の不勤ニ被成下席ニ転し候様ニ被遊候ハヽ取立方被励ニて下を量

器次第ニ而出来候役ニ付て御奉公と心掛候人心自から引立風俗も宜
しく可有御座候甲府勤府御番士并甲府住宅小普請之面々ニも右之格を
以御選挙有之候ハゝ是又一同相励人材も出来可申候京大坂ニ而是迄年々
勤番被仰付候御番士も甲府ニ准し彼地在住之義 仰付年々
勤番相止候ハゝ御用途も大分之御省略ニ相成其上も撰挙之法同様
御番頭并諸司代御城代ニ而取立候ハゝ只今より人数多く 仰付候
るも御足し高も不及其下ニ而入用ニも不相当所々御警衛筋も
相備万全と存候 一体右之外浦賀下田箱館ニも御警衛之儀
場所ニ皆土着之義 仰付其近所ニ而知行所被下候ハゝ其内ハ自
分ニ而耕し且守り候者多分ニ御抱入も有之可申候 若此御家人在住ニ 仰付候ハゝ一時ニ是
迄ニ而ハ事及混雑可申候間先場所を極め一ヶ所二百軒とか百軒とか地面割
を致し并ニ其後ハ先小身百五拾表以下とか三百表とか申定メ一ヶ所ニ是を
年々御手当出し候見積り其上何処も引越之手当家作料として只今の二三年分位
拝借被 仰付其上十ヶ年位ニ上納として年々二ヶ所位ツゝ御移し被成候て其余ハ
又二千石以上何百石迄と申格ニして追々移し候ハゝ千石取の所ハ其上尚多く出来候ニ
及ひ候も先ニ而手当金追々渡り候而格別ニ候ニ付[illegible]右ら出候人ニハ大
備有之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右之外三千石以上之人ニハ家来陣屋ニ差置候様被
仰付候ハゝ其方ニ而被仰付て宜しく存候

諸侯之居邸陣屋造り之事

一前文之通諸侯も是ヨリ人数ヲ減し藩中一同武道を研き相成後北海防
の御ヶ条ニ申候通道中召連候人数并江戸供廻り迄大ニ減少被 仰付候ハゝ其上
制ニも可有之候礼数を省き上より以て諸事簡易ニ被成下候ハゝ諸侯居邸ニ差
置候人数大半減し一ヶ所ニ而上勤番人多く候得共同勤合宿或ハ其ニ役所

住居ニ致し候ても右端長屋向キハ今迄之三分一ニて事足り申候且家内無
之人ハ間数も多く不入候得ハ陣屋造り同様之素朴なる事ニ
も無之文無之事と奉存候扨又此通之家造り質素ニ相成候ハヽ御府中多く
其明キ地出来可申左様候ハヽ此度の如キ地震等之変有之候とも圧死之憂も
少く第一火災之節も空地有之候ニ付消防も致し易く大火ニハ不及相成
人命の危難を免れしむる仁政と奉存候

右火災之儀ニ付候而ハ消防人立方便利可有之儀と奉存候畢竟事之
柄ニ御座候多く此人民難義を蒙り諸侯ハ困窮ニ相成候事故諸侯居邸
火除出来候因ニ此度ハ愚説相認申候近来ハ十人火消組ニ減少ニ相
成候ニ付此火消組之ニ而者類之人足多く抱へ置候ニ付急速之
間ニ合不申候ニ付宜敷御座候此輩減之江戸市井之悪党共故火消之
者ニ害を或ハ盗賊を事とし或ハ火事を幸ひ或ハ平日ゆすり端
之儀致候而不帯入を意恨ニ存し火災之節ハ其恨を以て少しも過
大造ニ致候て其家を打壊ち候気色ニ此悪弊有之由既ニ先年麹町
辺ニ大火有之候節其家一旦近所之もの打壊消留候得共又々火消之者共
付再ひ火を為燃立夫より其辺迄も火災を蒙り候様成大災と相成
数万人此難儀と相成候と承り候へハ其節右之者夫々召捕置候ても
御仕置ニ相成候得共諸民之難儀を取返しの付かさる儀ニ御座候近年
町火消共之ものも追々風俗不宜近辺之富豪の町人有之候得者其家
の方ニ火を引候所柄よろしき事故火を引唐つけ其跡を普請之作事付
而て人ニ是非雇ひ候様ニ致させ候得共多分之日雇賃作料等を
貪り候様成る悪弊可有之候とも文盲此役人町方の小吏抔も都ろ

是迄是ニ而馳通宜敷抔ニ称シて罪せぬ故弥横行ニ相成候事ニ候
然ル處此度改革致候ニ付而ハ江戸の大火止時なかるへし
相前文追々ニ了述候通江戸人別減少之策行候ニ付諸侯邸中空地多く
出来町家も追々人別相減稠密之人家も餘程まはらニ出来可申候
時ハ此定火消役四組ニ相減一組ニ付人数是迄より相増御城四方ニ置候て
不時之警固の相図を司り　御城中非常之節消防之事計を司り
引受是迄之外より近入候儀を不相成四組之者何れも近と力を尽し消留
候様相定大名方様四方の防を外々　御城ニ吹掛候火道を絶切防留
候事を専ら司り其外を曲輪内ハ曲輪内八代洲河岸ハ八代洲河
岸大名小路ハ大名小路愛宕下ハ愛宕下番町ハ番町と相極ニ七八町
四方又ハ十町四方位ニ而大小名共火消組合ヲ立置其内ニ出火之節
其組合切ニ而自分持場を定置早々人数を差出し消留外組合之儀者
近く焼出し候儀も隣組合之人数を差出し助合候て消留可申候遠方之人数
を差出し候儀ハ相禁し候火事場江入込候又ハ路ニ持場之外ニ焼出し候を見
組合一同無念候様ニ致方ニ付而も都而手廻り宜敷儀と存候左候上ハ使
番ニ火事場江廻り候而改役有之候ハヽ其役左候ニおゐてハ鄭國防火
之法ニ倣ひ大識ニ而見候道火道を標し候ハヽ焼け候家を彼
是空地の儀ニ而も破壊して水の手ニ者差図有之候様ニ被致候ハヽ
引受相定居候而も宜有之候ハヽ大火ニ相成候事も無之存候町方之儀
ニ近来素人火消出来候而火消方大ニ行届候様ニ相成候得共是迄之
通り組々ニ而通り合候組切ニ而ハ消留外組より狼藉ニ及候不
相成若隣組町内迄焼出し候ハヽ隣組より御助け為致又ハ使番ニ而火

塲
る所へ通り之火道の家を毀ち候而無益水のかけ様なとして致させ候て先々
焼亡ニ成候を又ハ其先組合ニて引受防キ止候様ハ手分け分明ニ候ハゝ火事
塲込合候而町奉行も火方より一切構ひなく只盗賊を吟味し捕候計ニ候ハゝ手前ふ
混雑厳然として物静ニ之候而事出来る事も都而定め事ニ候はゝ静なる
事ニ候ハゝ所々騒動なとの見物人且乗物火事ニ候ハゝ諸方より大人数
集り候のミニて塲所込合却る消防を妨け申ニて色々の悪党入交り火を
付盗賊候なとの事も之入候様成候而之上にても有之候ニて集
候る物入も莫大之事ニ候処　御門ニ而ハ其　御門番火消人数ニて
防キ候ニ勿論之事ニて若御番所と思召候ハゝハ其所組合大名或町火
消ニて平日此御門ニ此組ヲ防かせ候様定メ置候ハゝ別段不及ニ仰付
行届候事も少く有之候而通り却る火を呼焼候類も有之候ハゝ

厳密吟味之上急度御沙汰被仰付候ハゝ此弊も相止可申候

章服制度之事

易則易行簡則易従とて物毎簡易なるを善しとする事也況て
武家の御制度と申ものハ戦国の余風を受て極て簡易ニして繁重なる事を
好むものにあらす今ハ御政事も重くする八(?)行ハれ雑ニなるものなれとも余
其簡易ニ過て上下の差別少しもなき故富る者ハ凡吏下民にても勝手に
奢侈なる事もする故士以上の者も是に倣ひて無益ニして八減光を捨て
之候の心得て俄ニ我慢ニても綺羅をつくしてそ上の人ハ又これに伍ふ様ニ
成候ても都て奢侈の源となる故ニ事繁重なるとも章服の制度を大
略立て一見して是ハ町人是ハ百姓是ハ何役人是ハ何格式と一目に知る
様格有之度事ニ御座候制度無之故金銀さへ有之候へハ諸侯と羽二重

町人も羽二重絹紬もちりめん裏店の女房もちりめん甚しきハ天鵞絨をきる
至極貴キ物なり
王后とても常服ニハ用ひさせしめさる程の品を百姓町人の娘々下賤
の卑賤ニ用ゆるの類賈誼か云せしめし帝之身自衣皂綈（黒細也）而富民墻
屋被文繡天子之后以縁其領庶人孽妾以縁其履とある勢ひなる実上下
顛倒と云へし是故自然と物之価も高直ニなり奢侈も追々増
長するハ昔之去ハ大概諸家諸士三四段ニ立てたとへハ百姓町人の服ハ
木綿ニ限り足軽仲間ハ是ニ同し士以上を絹紬布衣以上を羽二重
綸緬と可極、天鵞絨唐子板之類ハ百姓ニ不許用ゆると云侍ニ極之
簡易ニ上下共分限を建置へし志かし是を只ハ上下之分限を立て
奢侈を禁ずる為計なるとも尚又其上身分士以上之章服の役人

小吏諸士共近之夫々分限を立ること大とく一時之権宜ニ寄て不残木綿
服を用ゆることもせよ夫々の章服と云へき不或を上下或ハ羽織ニ以て色
分けをなし格式を分ちぬれハ上下共乱ることなかるへし、たとへは分け方ハ
たとへハ御老中ハ上下共色赤く若年寄ハ黄色大目付ハ小普請の目付ハ
藍布衣之衆ハ黒と極メ、羽織ハ勤ニよりて色を同じ組或ハ半襟ニ
て夫々色を分ち百姓町人ハ浅黄ニ限り平士ハ花色ニ限くとや極てはなき
事も一覧して是ハ何ものと事分明なるへし大小名供立ても同様なる或
ハ駕籠ニより加馬乗ニ因テ馬ニよりハ馬共飾共ニ色を分け置ハ、供立ニ
ハ如何様減せらるるも国主ハ国主侍従ハ侍従四品ハ四品諸大夫ハ諸大夫無官ハ
無官三千石以上以下一覧して分明なり、か様分明ニ分れる時ハ如何様縮ら
かしても栄花致しても無益事自から僭上之奢侈の風を止む為なし

但此衣服之制式者哉ニあらんハ事情ニ迂闊之様ニ可有之候得共此
制条之儀ハ天下の供連減せし条々ニ有之事なる故是非より定条之
可きに相成候也

諸大小名供連并ニ事呼陸尺徒士仲間之事

一 当時諸侯供連と申者誠ニおびたゝしく多人数召連候而ならさるまでも手人ニなるは
ハ警衛之為ニもと有儀ながらのをりて御召多分ハ徒士之日雇ニてハ
右平日殊之外なまみ歩行何とも致候而も私共之気紀之常識
尤仕出しは事を有之候而も実ニ君の為ニ身致憐ミぬと申志は無之に
之義ニ候而非常之備ニ出逢ひ候節ハ主人を可守之所存ニ候はゞ
外なき之仰而警衛の為ニ召連可申儀ニ御上武士の道ハ礼譲を
厚くし深恩を報候道を譲らす互ニ往来せしむべき事也、徒然者
可きに分別もなし只己か顔を広くし給金を余分ニ取らんとの利
欲よりて先を争ひ殊ニ格別横道ニ致候て喧嘩口論仕出し主人之何
之遺恨もなき事ニ候而も侍迄も打交り互ニ失礼ニ及ひ候様ニ相成
候而ハ親類縁者も仇敵之如く相成類従ニ至迄果ハ侍
迄も陸尺人足手廻り之風儀ニ学ひいたし候ハヽ、武家之風俗之敗と是より甚
敷ハ有へからす、上中下ニ至而無智無分別の主人ニ限りてハ之
無類之俗事者の争ひ致候而て互ニ供之者を途中之
於て数ト諸々と小路ニなる諸之供之者と何となく失礼にして士道をも失
ひし事さへ不著又己か人数之多く我威光を只誇らんと
致たる有之候ハ恥かしき事と云事之不心得猥り之高金を出し
雇ひ抱ゆるハ実ニ自分の智恵見識のなきをせかるる吹聴

ある様なるものなる事へき　或人云大名ハ供立をつれて主人の有ル曽
なるハなきにハ家中人あるなるニ年き
を知へし先大道を道狭く廣かり六尺ハ寒中ニ汗を出し晴天に合羽
義を二十人も三十人も召連ル也と掛持連て夫をもちまかするなるなら
ハ主人もれあるそ所来もあるなる世ニ一同此流弊となりて獨り
ならそくしといふなる確言とすへし
心付しそのありても改るなるも当年迄ハ勢くさる事ハ先ホの流弊を
改め質素礼譲之風ニせんとなら八先大小名の供立先近より八四分
位ニ減し只警衛の為となら八駕脇の士を多くして前後の供を省
くへしこそ上日雇を召連ル儀を減の外不計ニ実用無之省ニ成り子
人ニ致しゆ様ニ命ゆる手人なるを左様ニ多人数抱主無儀ニ成兼
ゆる自然供立減せさへし又人数を如何様減しても其の条
ニやゆ章服制度立ゆる一覧して國主城主布衣并諸御役ニお
ゐゆ様ニ有之ゆるをせしも家格ニ拘りゆるを等級御威光も
見けるもあらくし章服其人定りなき其人なる所ハ等級由威
光も御威光備りさる訳等て事も丈事備ハ便害ある所なる人也ありへし
裏金の陣笠を外人用ゆる事ハ事威を定り居りし故裡金の陣
笠をハ冠りて始りしを一人の混雑の中ニ乗付られなる人を路
を開きて避けけし此通ニ之を外御役人と外なるも章服ニ
明なるハ誰か見て以無之を避けさる人もなき事ハ何も大勢ニ
供立そ廣くあり歩行致しても及ハぬ訳也然る處士ハ礼譲を
貴ひ訳を大小名へも能く此仰諭途中互ニ失礼無之様ニと
仰付けハ自ら侍も美風ニ相成陸尺ノ手廻ニて悪風侍に移り
族事なるへからず扨又世間ニ流り仲間として所ある所を初
今日此変ニ居るを明日を外に行く変をふ常ゝの有之

一ヶ年奴仕候者ハ田舎人ニ而者多く出来いたし此類ニ候
兼而困窮之者共ハ養ひ兼候ニ付兄弟も離れ離れニ成候ニ付其外ニ大秩親
方なとの有之者ハ子分を捨出る者も親分ニて其のものを能ニ
仰合候得者当時之下ニ而或ハ海際之場所或ハ新開之
地ならし或ハ取付方の世話有之候得ハ江戸ニ而日稼方も無之故
辛くして年ニ一ヶ月ほと若干之遠方ニ行候を迷惑ニ存候
ハ江戸ニ居住候者ハ人足車力働き等ニ而相成候ニ付此次
第ニ御座候

遊所場平人と入交るを禁候事

遊所場之儀大都会ニ者是非無之候而ハ不相成ものニ候得共又平
人と入交り候而ハ甚風俗之害ニ而奢侈之根本ニ相成候ニ付

遊所場と申ものハ人家ニ而掃溜ニ芥捨場の有る如く者人ニ而人此
小家ニ而も叶申ニ而塵芥致不捨候ニ而も奇麗ニ行届候而百人も
百五十人も暮し候家ニ而も掃溜無之候而ハ玄関先へも庭へも積
もりへも塵芥と申ものハ積り候如く也ニ此城下抔ニ而ハ遊所有之候ハ
不宜遊所無之候も猥りなる儀無之様存候とも行届候哉大都
会ニ而ハ人多く集り候事ニハ遊所無之候ハ家々ニ而掃溜無之塵
芥散乱之如く一面ニ不義密通之事行れ中之行届候
事ニ而ハ無之候得共右之場所平人ニ入交てハ只倡優妓女
之類何事も遊手ニ而甘食美服致して暮す其の故平人
自然と右致方をまなひ甘食美服ニ遊ひ居る事致候事を
心得見習ひ段々ニ従ひ候ゆへ其所行も不恥様ニ者奴ニ而者

奢侈の根本ニして風俗猥乱する故ニ先近く遊吉原町計ら立ゆる
外場所ニ残りし制禁方如ク至極の御政と奉存候然ル所此度
地震ニ付而ハ所々仮宅と号して平人住居と入交り候所ゟ
以之外も有之由、此ゆへ無分別之者銭暗惑心し人ハ
金銭騙しとらんと覆しも一己之害之事ゆへ有之銭候ニ而居
至候得共此ものハ助候ても一体の人心風儀ニ深く風俗
を破り候ものゟ遂ニ産銭破り家を失ひ候類者如ゆるも
多し生来一の仕へ此等の生活大切ニ存思召候ゆへ多く此平人を
尚更以大切ニ存候ものゟ産銭破らせ家銭傾せ候て八以不仁事一ニ
而一ニ存候る自分の大切なる身銭まで禽獣之餌ニきせ候を
以此上以産候職人共大金銭設け候而之常金子費させ候ハヽ

融通の為候とて俗説を有之候て一己之承知候ゆへ職人迚も御繁
栄之民ニ候ゆる成丈金を貯まそうの時さへしまへ無之候て銭を存寄
なく候ハ実ニましくる事ハ無之候何々と夫銭きかせて仕廻ニ相成ル
了又是非きりあの不筋之者なく候ハ仮宅ニ而も本宅ニ而も同然ニ而
なりましハ風俗を破り平人銭ゆゑ遣さすへく候　上此ゆ積とて
そのく故又いゝ候有て而も郭外ニ仮宅ニ而ゆ事ニ致し仮宅銭
建ゐなりハ直ニ郭中ニ仮宅出来ゆ候の儀とのく此節此儀
何分も潰廃損しゐる事なれハ何れの道普請銭せ称ハ仮宅
ニしなりまくる故直ニ郭中ニ仮宅命せりまゝゆ速ニ差支ゐなきなる
なり

但ヶ様のるハ致候得共中途ニ而賄賂等ニ而ニ成

者とい(ふ)ハこの等の事ニて夫ハ私の利欲ニて　上ニ而為ニならす
頽ニ成るもの、夜客出入より風俗の敗れ、且成ゆき　上ニ而積
年ニ求め改善すへし　此外ニも隠売女ニ似寄る後世のものの
往ニ有ニ而是等を厳密禁すへき事風俗改正す此等一ニ
若又吉原町外ニ而ふしたらぬゆきを外ニて平人住居ニ離れたる場所へ
吉原同様ニ一郭を拵へ其ニ於て所ニ而売女ニ致ゆる平人と橋
を並へて住居せる事ハ可禁事也

寺院并取扱之事

佛法中国ニ入てより数百千年中古ハ天下此大法ニ
并ひ行れし様の事なれハ人心ニも極て深く泥ミ居る事故ニ
横行大者侈天下の財を費す改るニて近年ニ至ニ是を直ちニ
寺破んと存する之の者ハ是ニ而却て人心服せす
又為時ニハ邪宗門の為る故制するため一ツの改治ニ具を成なる
事なれハ中ニ容易ニ破らるへき事ニ而ハ無す　志の邪宗門
の弊ニ至る迄ニ一時権宜の法ニ而宗門改ニ申談する事
ニハ至らさる実ハ僧徒の改事ニ立交る事ハ彼法ニもいはれ
さる事なれハ此改方を別ニ大臣をもつて申しるへき天下此戸籍と人別
と改むる事を司らしめ魚鱗冊を編て（魚鱗冊ハ人別帳也　福恵全書ニ見ゆ）一
人も重複の人別無之様改め仮法を立て互ニ吟味をせ僧徒ハ祈祷
佛事而已を司て其上ニ邪法ニ似たるものニ之の者ニゆき早々許
出仕様ニ并ニ宗門改調中当之義ハすへきと存其止墓所を守
り年忌法事而已行候事を是迄之通ニ仰付ゆき何れ僧も

條々を失ひ候とも無之所置近し相互に金を溜め其上ニて
僧徒大奢侈不如法或禁ちんとするハ決ル是或寺潰さ
んとせす能く佛法の趣意或ハ詰問いたして戒法或保つ
或僧とて經文を誦し能く爲に佛法或大切にする護は猶ら
仰付決る戒法を乱さるの事ハ不相済事ニて　何後若他所
化ニ破戒之者有之候ハ帰俗させ　仰付寺領之百姓となし
一寺住職之者ニ破戒之者有之候ハゝ是を所定之遠近ニ
して二寺院ハ罪人の法脈なれハ法脈を絶ち右之寺を本寺或
ハ近所の同宗之寺より引受させ其寺ハ庵室として墓守斗
残し法事祈祷ハ其外ハ其引受る寺より取斗
御朱印有之候ハ是又其寺にて預り知行収入ハ其引受の寺徳
ニ成へし又其庵室とせし寺之境内不残新開畑地或ハ田地ニして
庵室守ニ耕させ庵室の修復食料近村方ニかゝらぬ様にすへし本寺
或ハ別引受の寺も寺徳多く百姓の世話ニ不相成祠堂金を貪り
葬礼ニの時之布施の多少を論し葬送を差支させ檀下を困らせ
候様成悪風ハ自ら除くへし（祠堂金或ハ貪り或ハ布施を斗りて葬礼或ハ近引させ百姓町人迷惑ニ及ふ事江戸ニてハ諸方より聞及ハす候得共在方ニてハ度々有之事なり）貪欲も五戒之一つなるに其僧徒色欲を
破戒とする事ハ知る所なれとも貪欲妄語飲酒等の戒ハ一向存せぬ様
子之是をハ穿鑿いたして余り遠きす猶有之候破戒をするは僧徒ハ実
ニハ尊敬いたして紫衣ニても紅衣ニても如何なるハ僧徒之趣意ニもお
叶ハ又不如法の者も多之五戒或能保ちたる程の者ハ大奢侈を事
とし檀家を困ましむる事ハなかるまし佛法ハ本樹下石上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

を極とし一度ハ三宿せすと云事なきハ此故ニ普請の荘
厳を好む事も而るなり是傳統創するの要術て右數ヶ条ニ旨
先江戸人別を減するようにして順を追て施しなハ江戸の奢
侈大ニ改り風俗も前轍につて立ち四方日を剏るの事成へし
其効を以て天下ニ令しなハ天下の風俗も一新すへし左なき時ハ自
然と四海の困窮も改り國力も不足なき事ニ至るへし其上ニ人才を
育し材傑之士追々ニ引上ケニなりゆき 御武備ハ不及何事も
凛然として紀綱も立ち諸大名も畏敬して 御威光を仰
き奉る事一倍仕る事と存候

人材取立之事撰ひ方ヶ條

一 良工ありといへとも良材なけれハ大普請を成就する事能ハす良御ありといへとも良馬なけれハ數千里の遠きを一日ニ致すこと難かるへし況や國を治め中興の業を致さんと欲して人材なく庸々碌々の輩を集めて事を謀るなれハたとひ明君良相上ニ在ても何程の思慮を労しなふとも行届くへき事ニてはなし故ニ古人も求材若渇とて唯の乾きたる時湯水を懇望するか如く人材を求めねハならぬ事なり天下の人材を生する家柄系図ニかゝはらす故廣く天下にて其材を求めねハならぬなり然らハ御役ニ立人あるへけれとも當時ハ世禄ニして人材を門地家柄の中ニて求め候ハあらぬ事なり其門地家柄之人ハ大概富貴の中ニ育ち下情ニも通しかね候ハ稼き事ニ而取人達ハ公義風をしらせす事なるからニ候て世し

年も長きうちハ奸吏猾胥の風移り役徳を取て活計を立つる輩の者多
く公家の為に心力を尽し天下の為になさんと欲る者ハ稀なるへし 今
ときハ先非此風を一変して人材深山に出て何をか作件の為も御用命す
精忠を尽し御召合必ず御扱ひなき平日人材を御養ひなく方今なるも自然
と出来る事ハ無き答へ玄き、平日人材を養ひ天下の御用に立つんとせ
なれハ学問所にぬく事なし、よつて学問所を設けられしも学者いた
つらに空理を講して口先に尭舜文武仁義忠信を唱へるのみにて事を任せ
て役に立する事は役に立ぬ様にてハ空言施すのみにて人材とハいかの
さしましてや只古事を覚へ講釈を兵書をする計にて人となるを察
すれハ論使巧佞を事とする而已にて俗人とも笑はれ、極なる時てるべき
事を仕出し士の風上にも置かれる人物多く有るときハ何の御役に立ら

可相立や今学校を建てハ無益なり古より学校ありしか事業とも学問師表
となる人物を撰ひぬ故に上官の気に入る役人の鼻息をのミ伺て出身を
望ミ口ニ性命道徳を唱て天下の事ハ痛くも痒くも思ハぬ抔を空気ことの
に学政を司らしめしかハ自然と其風士人ニ移りて天下の為にするの
志薄くなり学者として経済実用を談するを忘ミ只己為を思ふの
なまり感激して時事を論することのなきハ敵讎のことく扱ひし過
ちを捜して抑折する工面計する様成郁芳千万の悪風も起るへきなきハ
今学問所を起さんとならハ先ツ此濫觴を捨て人物を撰ひ公平にし
て私の門戸を建す経済実用の識厚く礼義廉恥の弁へなりて名聞
躁進の心なきものを法家人の内より広く撰ひたとひ業ハ些く拙く
とも取立て人々を容するの量あることのなきハ其任を命せらるゝ時ハ上ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

其人ニ其下役を撰ハせ其上ハ公ニ評議有りて平日其行ひ人の心服する
さや否を吟味して尚其器ヘ文公ニ議して実材ある其法を立て教道させ候ハヽ
自然と実材多く出つへし右人ヽ兼備の材ハ少き者の由ヘ各科目残る(?)て教ヘ
文武を合兼ニ至るニ実用ニ不相成候ゆゑ武学所も同様たるへし只其
内ニ局を分ちて教ゆる所の海防備論ニて述る如く洋学所の事ハ末ニ
別ニ説有り下ニ詳ニす

一 右之通文武学所を取立て人材を養ひ候とも政教一途ニ出さる事ハ自然
と実用の志薄くなるゆゑそれ役ニ立ぬ者のみ
退屈して分ちなきものハ人気も引立すく有用の材長し兼る
故選挙其法を立てぬ時ニ抜擢なしかたきハ文武其外よりも奇
材異能及ひ吏材ホ残撰挙する法を設け広く人材を求め
役々ニ備ヘ玉ハヽ天下人材ニ乏しきの歎きハあるまし其法下ニ
詳らかにす

一 此学校只江戸のミニ限らす諸国大都会の地并ニ甲府駿河等
外土并(?)勤番其士多く其中重役并文武防衛其宮の備る所ハ不残(?)
立越督之支配と致して属吏ニ教督し人材を撰ひ挙用之(?)ゆえ
勤番之人々出身之道有ゆる自らの孙(?)之人材も出ず(?)ゆ(?)

文学所之事

一 人の学問致仕候ハ元天下国家の御役ニ立ンの事なるゆゑ我身心
不正してハ御役ニ立ず事雑きみ廉恥を弁ヘ節操を正くするを先
とすへきなり教ゆるものも是を以てし学ふものも是をよくして
根本を正くし平日廉恥を忘れす節操を失ひ行ひなくて是を

戒めに上は読書をして義理を講究するとも方今日国家の御用に立へき
器を先として治之心掛何ともいたし出来申す実義なる事はなけれとも左様
に全材は多く無之ものに候或は水利或は民政或は公事或は礼典杯と其校
に文之色々此科目を立て治之此長する所を以講究せしめ候はゝ空
理に落る事なく直に今日施す所の手段を磨き候はゝ其節々此御入
用之節は古人の敷奏言成以てし明試功を以てすると申如く先試
に而平日此心掛之所を以て自分存念を十分に言せて見其説至極
なるに候へは役に而人をして其行ふ所を見るも更に三年ほとして弥勤
功もあらは猶其廉恥節操も正しく候はゝ直に其之者を其役に
任し其上を又其後之勤功より上官此人々撰ひ又保挙として
出し其の趣と何その御用にも可立候て此者の後口暗き儀無之候よし事を

請合候て上へ推挙致させ其人其役之内にも後口暗き義致候はゝ其推挙
之人も連座之罪に倶に為咎めを蒙り三年もしてあとは宜しき通り役に可立とする
御後口暗き儀無之候は其推挙之人々之勤功之一ヶ條に加へ若又上官之人治
其身の用心計致候て式年も三年も推挙不致候は溺職として役儀にすへき私を
営み候ものを以て役義に召上らぬ様に有之候は挙る者も本気に相成人を撰ひ人
を戒め挙らるゝ人も本気にて御用に可立様相職して身を慎み一つにし候
左様候得は自から人材も出来可申候

一 学問所之義は文武之義之属有之へし

一 箕学之義も矢張学問所之一科と致候て将帥に堪へる者を撰へ
出し候様無之候ては有用之材出ぬもの
学問所は教へ古人の成法明白にして是を只実用に起候大意成るを徳

候而已ニ御座候処古ハ詩書を読セ礼楽射御書数を以人を教へ候ハ
書ハ皆古への政事北評議并仰セ出されし文或ハ天下の御定
年貢の定法等を載せ候ものなる詩ハ当時の政事の美悪ニよりて
上ハ政大切ニ存し候心の有まゝ善事を喜ひ悪事を憂ひ或ハ誉言或
ハ譏り人情世態等のあらハれ候ものなる都る事ハ處置致し候ハ人情ニ
よく叶ひ利害得失道理ニ当るを行ふ事このことをの為書なる定法を知り
詩なる具合を考へ直ニ今日北実用ニ施すへき為ニ学ひ候事ニ
候易ノ文礼ハ今日士ニ所作ニ入用ニ立居振舞ハ吉事凶事ニ容の
礼次第扱ひ軍陣ニ人数のあつかひ方婚姻等ニ事ニなる事ニ付ニ今日の入用ニ
事楽ニと直ニ祭祀賓客等ニて今日士のたしなみハあるへき事射御并
手ッ書き算盤を取て直ニ今日士北御奉公を致す入用之事
なる思旅ふ候ゆへ至る相成業を学ひさへ致し候ハ今日御
奉公向筆文等ニ至る迄相成義故教へ北具ハと仕候事ニ御座候處を以て
も古人の実用ニ人を仕立め候政候事ハあるなる候之後世の様ニ徒ニ
理窟ニをとりて士北勤方をとすきハ何もいらす得すと了簡候学者
を古へ人ニ着き事とあるへく候

一 学問ニ門戸を立候ハ甚不宜聖門ニてハ或ハ徳行ニ長し或ハ詞
令ニ長し或ハ政事ニ長し或ハ文学ニ長し候ハ人ニ生来の有る故人を各長
する処ニより其所長を取て材を成させらるゝしてハ役ニ立候様ニ相成
候ハ皆師表なる人度量寛洪ニして門戸を立す只役ニ立候様ニ
人を多く拵へ出す積ニ候て八人材育ち兼る北ハなる流儀立
候ハて候ゆへ人ニ己ニ嫌ひ出来て流儀違ひのものハ仇讐の如く

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

心得方を立つるの有之儀も相立候事ニ相成申間学者の心も自ら
不平を生し人を容ぬ様ニ相成申候 末ハ党気士一同此風ニ相成勤向ニも党朋
分ち私見意地を立公の心なく偏ニ相帰り候様ニ相成国家の乱を生
し申事古今其例有之申間慎むへき事ニ御座候
蔵板物改を致申候なる瑣砕之事も学者ニ為致申候へハ自ら心懸
も浅く相成申間是等ハ役儀の役儀之者ニて一局を立置夫々引掛り改
め相懸り候事ニ仕候ハヽ相成ルヘク候事ニ而も手数ニ相成申間何卒御し左
様ニ有之度事ニ御座候

一 文武両道ニ分れ不申実用ニ相成申候備論ニもあり述申通り合併ニ致
申方之無之候へハ相成一図ひの門を立て相成候ハヽ光明俊偉の才を仕立
申候趣意ニ仕度候肝要ニ御座候

武学所之事

一 武芸を精修仕候儀ハ武士の本業ニ御座候 先我朝武道の立方ニ
當時御旗本御家人諸士身分ニ寄何なる業を以て御奉公致候も実用ニ
位ヘと今之形勢古今と軍制模様も変り申候へハ諸能之為の修行為致ニ而
申てハ御役ニ立不申此よふす実用ニ臨ミ差支出来申候 何様平日調
練行届申迄実地ニ臨ミ候而為役ニ立申間敷候ハ全用此ニ相成候事之先務一
我邦武道の立方ハ着古の武士の常言ニ弓矢取身ハ名を惜ミ
申ましく杯と申て名を惜之恥を知るを士道と仕申候事ニ而諸士士節を奨
き人の見ぬ所ニても不忠をさす命を惜ます上よりの御用無くとも
機ニ臨ミ働きするを旨とし武勇を致する故其遺風残りて明杯
ニ乱妨ニ行しも名をなさ武士道も一人之の働き強く明人杯も我國

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』請求記号 836-3
ガラス使用

此人ハ一人二人にて分ち散りて働く故拒ぎ兼て従ふ百人或二百人なる乱妨
を行しを大猷の様に倭寇とて手剛き事に致し戚南塘俞大猷の輩せるに
名将と称せられしも其大軍を用ひ之を防ぎしを以て大勲功と致せし事
也此乱妨を行し者の廉恥の風を心得し士なきにより是に我国古へより
り士の養ひ方名節を以てせし遺風残りて一人ニても通す退かぬ働
く遺風有ることを知へし況して三河の　御家風とやも称す廉恥を
貴ひ給ひし事なる　御先祖様の時に節義の士多く戦陣に臨て一己
の利害を顧ず命を軽して御奉公せし士多きは名高し当時太平
打続き遊情奢侈の風に成ゆる人に脆弱なる物共用に立ぬ者様に見ゆ
れども矢張何分古への美風は残り武士とさへ申さば事に臨て通て滴ま
ぬものなる事は児童までも存ゆる是を引立て用ゆる時は随分古へに劣らぬ恥を知

らする事も容易に相成候ハ古事なる習ひ実なる事なき八先此美風を
失はぬ様教督の仕方ニ立入能く了会め自分にも其義失はず引立へき事之
又当時の旗下の士身分に大小不同有之九千石より百石以下迄色々有之又軍役
の割合も有りて人数も其身に応じて出し人数組合せ方備の立方誰々
ハ如何なる道具ニて働き従人も如何なる兵器を持て主人を助け如何
なる所にて働くとも了事を能く識りて居るに実地に臨ては節直
様子も覚ゆる其心得もなく甲越流外西洋外とて共卒も騎卒
を設けるとて旗下外士を組合せ調練をするは慰みにはよけれ
れども実用の心掛とはやかまし海防備論にも了遂ぬく先大之師
を立て其下に隊将を立て又隊長を立て幾組にも分ち隊を散り
対し戦闘する時は主人家来を備振戦闘の仕方に至諸に得道具

用ひ方をしらず必用之兵器ニ相熟し候様無之不和成事故當世ハ兎角左
様之分別も無之只時花流行ニ殺し西洋流花炮隊ニ流行すれハ諸て
の身分の差しなく鉄炮を持て足軽仲間の進退を学ひ耻とも不せず只、
足軽之節隊伍揃ひ筒の音一連する氣味よき様成事を手柄ニ致し家
来も主人も無差別足軽一人の働をする事ニ成ハ五百石も千石も賜ハ
役方ハ不相當無之心得も無之ゆへと存候ても浅ましき了簡と申もの、
必竟戦士ハ大禄ハ大禄相應之働も餘計ニ無之而ハ不相成事故古へハ物頭之
類大禄を取候ものハ敵と接戦ニ至りそうな形骨を盡して痛き戦
をする事ニ成足軽ハ禄も少く身分も軽き故遠方より銃長槍ニ而
戦士の敵ニ近寄る手伝をするものゆへ主人も家来も十石取り
三両弐人扶持の足軽も同し鉄炮を持て遠方を打計ニ而大禄を

頂戴致し居るハ勿躰なき事ニ而尸位素餐の士といふものニ而候得ハ
是ハ廉耻の心薄きと申へし右様廉耻をしらぬ士ハ只遠方より鉄炮を放し
役方を漏さるへしと思ふ事故命を拋て一騎前の働きハ迚も出来申ましく故
不残禄を辞して千石を分て足軽弐十人ニ而三十人も召抱へ家来成候様致して
其上の相當之勤をする士と申へし　若又一騎前の働をする心掛ある
らハ命を拋て敵を破り候仕方を如何之働を以て致すへき自分軍役ニ而
召連候家来を如何ニ引廻しニ致し一の使備方を如何一の致とか
心得無之而ハ不相成事故鉄炮を以て足軽働ニ而ハ何を以て漏事
有るを遂る所もなし此等之事を能々心得遠ミ候様存せらる候ハ大
愚鈍愚但の致方と定て居らすしては不相成事之
一　軍右之通ニ而之師ニ而ハ数多付候人数之備配不致候ゆへ誰々

ハ如何様之事を被仰付候とも其身分ニ寄定めて
其業を専ニ為修行候ハヽ実地の御役ニ相成可申事

一 古とハ兵器相変り鉄炮盛ニ相成候事故戦之仕方并備之建方も自ら
異なる故戦ニハ不相成候間其都合能見合て大元帥此方略ニ而一旅の
軍法を相立一つの手を其先大略を定置同心致し候ニ付其文ニ附小役人まて減せ
御役筆之方ニ而相廻し候人々ハ不残鉄砲隊ニ而隊伍を組坐作進退打放の
手業を調錬し弓組も此ニハ換へ的弓ハ無用ニ付不為致差矢を為学横矢
并ニ戦士槍入等の這合を能く為講究百石等位の小役人并与力を馬隊鉄
炮組として平日騎馬の熟練を為致鎗馬入の這合ホも能く講究為致
め其上此旗下の士ハ何れ騎兵接戦の心掛ニ而命を捨し敵陣に打込
切破り候手段ニ候得ハ并大炮を取扱ひ敵を打立て其下より切入る手
段を平日ニ為講究且つ槍剣を磨きて一騎前の働を熟練し居り候様仕候ハヽ実
用ニ一の利有之と存候也大炮之儀ハ師家之節目も有之候へ共他人の手ニてハ普く
不相合候事ニ付学士分之者誰も打廻し打放之出来候様平日稽古為致置可申哉と存候

一 轟錯も申候通戦之地ニ寄て器械之又各便不便有之候事の御座候
而西洋ニて便利ニ候而も我國ニ而用ひ難き物も有之候間能く講究
いたし我国の地ニ而用ひ便利なる様ニ心掛へき事勿論之事ニ御座候

一 船戦之又別段之事ニ付是又大将を相立船の取扱ひ水戦の仕方
并船中必用之武器及ひ戦士の働き方迄夫々講究いたして其役々此
道具ニ而ハ其方なら修業いたし候へき事となれハ其上水軍之水練達
者ニ無之候而ハ不相叶候故水軍此兵別ニ戦場も相立候ハヽ猶更精毋
ニ至り候へく右都る(?)の士船軍を出来候様いたし候様ニて其文候而皆

水軍之脩業ニ付ては事ある時ハ左様ニ有之候而も妙を得る様ニ、
稽古事別ニ水軍并ニ稽古致候ニ付其おゐて水軍惣督ニ而教練
之致方ニ付而ハ水練之儀川計ニてハ行届不申候間江戸ハ羽田
江の島等の海辺ニ教場相立船ニ而稽古可有之候

一　武器製造之儀も夫々局を立て夫々の職人を局中ニ差置武
器并稽古道具の製造を為致夫々工夫を尽し利を考作り出し候様
為致其道具ニ一ツ〳〵作人の姓名を致させ候事刀鍛冶の如く致させ
試ニ而其品の工拙出来不出来ニより月々の扶持方究行致増減有
之候ハヽ自ら其機堪能ニ相成其ものも出来可仕若し料を盗ミ賣
り道具手落ニ出来致し候ものも有之候ハヽ厳敷罰ニ而若し手を抜
人命ニ拘り候様成事致仕出し候ハヽ縦令重キ儀ニ候ハヽ死罪ニも可仰付
可様ニ有之候共私を致候其者有之可申もの左様致候ニ付業次第ニ而究行
格外ニ厚き其者有之候様ニ相成候ハヽ引立可申候間且又掛り之役人職
人と馴合利を貪り候其者ハ改易ニ可被　仰付と存候程ニ寄候ハヽ器
物精妙ニ不相成候兎角当時之弊風ニ而掛り之役人職人と申合上
前を取候而職人ニも手段接候而相入計多く器物ハ粗悪ニ相成候此
弊相止ニ不申候而武備之手落ニ相成候大切之儀ニ御座候

一　大船製造之儀ハ水軍惣督府の方の引受ニ而可然奉存候
一々不謂事ハ海防備論ニも見合候而相考可申上候

一　文武所ニ一年惣入用積を極め地方ニ而附台之御入用を此
中ニ而相渡候事ニ候ハヽ惣蔵惣督目の下知ニ而会計府へ引合ふ可
直ニ決取候様ニ候ハヽ事延引ニ及ひ人撰引立行届兼致

右之外ニ一昨年奉認候拙著海防備論中ニ申置候通相察申候

洋学所之事

一 是迄従来外國の言語を取扱ひ候業ニ而狄鞮象胥の学ニ而
ハ職方氏の所属ニ而つまらぬものニ而是迄ハ専ら譯士共ニ而致候事ニ而已
ニ有之候処近来外国人も追々ニ渡来候ニ付譯士計ニ而ハ御不都合ニ付
追々士人も仕候様ニ有之候間洋学所御設けノ儀肝要ニ存候併シ
左せるものも有之間敷候へとも一種之醫者ニ而外國の文字計讀覚へ訳もなく外國を
学ひ却而我國を賤ミ外國ニ有之ものを何もかもよろしき様ニ申成候心
得違之者も有之候ニ付左候ハヽ是等ニ而も行々ハ改教の妨ニ相成大害を
生し可申候得共雑計候而も上訳書之致方宜しく有之候ハヽ右様之者も少く候ニ付
翻譯致し覚候ものを直ニ外國の書を訳し上木致候類ハ無之杜
撰謬語も必一の有之中ニも訳もなき無用之弁を費し候書も出し
候ものも一の有之候間洋学所ニ而ハ洋学精究之者を多く御集め候而
翻訳局を立て猶更研究確然と致候處無之様相調洋書の内ニ而
御禁制之邪宗を筆ニ説候事も一の有之候ニ付左様之類をお除キ
有用之書渡来候ハヽ早々ニ而夜ヲ直様ニ翻訳ニ而 仰付不残上木世間
ニ而廣メ私ニ翻訳仕候儀ハ差止一の然る事様ニ

一 諸器物製造之儀ニ至り而ハ洋人精巧を極め甚便利之品一の有之候得
共是又人々諸事ニ渉り候様ニ而ハ出来兼候ものゝ故鋳炮を始炮大艦ニ
大艦金銀銅鉄採錬之仕方等迄有用之儀ハ夫々局を分ち専門ニ
修業為致而学精密ニ相成候ものハ武器製造局又ハ金銀銅鉄坑
等も右遣候致方を伝受し職人を道引候事を主ニ致しめ候ハヽ

道ニ精巧なる事の多く出来て御用ニ相欠る事なかるへし
一 洋人智巧を貴ひ候ニ付種々色々之玩物を製作致候而我国へ渡候由ニ御座候
右ハ都而物を好み候器用ニて目を慰め候ものニて実用之品少く却而
人の精を費し財を費し人の奢を引き候ニ相成候夫故製造致候儀を
厳敷禁せられ候而可然奉存候 西洋の天象を船ニ乗候ニも必用之業
ニ御座候得ハ暦日を為差益も無之 外小サキ時計或ハ蒸気車
鏡なとハ外目を驚す計ニ而器物ニ至つてハ誠の無用之物ニ御座候
一 此洋学所外国語を重ニ取扱候事ニ而行々之国ニとる所ニ可有之事
右ハ当時外国応接を別段之重事故右ニて可然哉ニ有之
武学惣督之属官と仕候而可然事と奉存候
一 邪教を元彼方宗旨となる弘め候故事を致居候得共是を禁すへし

是を取扱候人々ハ別段之一ツ然るへき事と奉存候 前文之通僧徒の宗門改ニ止
候ハ此司ニ而改可然ものと存候手段ニ而国々を改候ハ民政を司り候人々
の仕業ニ諸大名の任せ候事と奉存候

奇材異能之士撰挙之事

一 方略武技其外諸科を設ケ将帥ニ堪候ものハ絶域ニ使ひすへきこと
のとり候見込を付て撰挙いたし候へき事ニ候 従来奇材異能の士ハ天の才を
生して天下の用に供する所也 然るに遺候者ニ候而世禄の時節ニ相成候ハヽ才を
埋もれ候事ニ成候而捨置候ハヽ天道ニ逆ひ又人情ニも戻り候事ニ御
座候 是非撰挙之法無之候てハ相成間敷勿論ニ候得共是迄之士皆位牌知
行ニて無増減ニ召仕候事ニ候上奇材異能之士不残ニ成候而ハ惜しく
候得ハ撰ひ之上極之抜群ニて人望も有之ものハ新ニ出し家行を厚

くわ召仕候代りニ一代切と申候人死後ニ而も其妻女らを一生扶持被
下候而身切ニ而妻奴悴を士百姓ニ家へすえ候而忌なし奴ゟ債
き事を有之事ニ御座候

右者諸方氏営并諸藩之人を御引上ケ又者百姓浪人等を御引
立被成候儀ニ而は家人ニ候而も左程奇材異能と申程之者之人ニ
秀候材有之別段の藝術有之候而之者を吏ニ推挙致し候上ら召出其
材を試之矢張右自分の長する所ニ而其日能々相試候上ニ而役為
言見候而弥役ニ立申候様子ニ候ハゝ夫々の場所ニ而試之弥御役ニ立
候而廉恥の心も有之風儀も宜候ハゝ格別ニ御引上ケ御用ひ又国ニ而も
御出之土ハ着勤番人の類も右所之保挙致させ抜群ニ御引立ニ成
候ハゝ常ニ相励之人材も多く生し申候

一 保挙之法ニ而此賞罰等の人材を育する大意の事ニ委し

奇材異能のものハ申す民を治むる役人を別て人を撰ひ用ひされハ其
職分ニ叶ひ難し天下も民を治むる事難し故ニ此撰ハさるへからすよ
つて吏材あるもの撰ひ并又保挙之法を用ひて其身分之大小ニ寄て
或は郡代或は代官或は小吏として民を教化し致治方行届き不行届
ニ賞罰を施し或は公事方として聴断を掌らしめ其曲直を糺す
ところ賞罰を施しなから小民其恩沢を蒙る事限りなかるへからす民政
を司る役人を余程撰ひ選んと致し候而もいかにも之悪るき
ものは候

上ニ之者事甚多きものゝ之ハ贓賄之罪を厳ニし
夫々横目を付置て吟味するも左様の事有之候而罪厳重ニ罪すへし清潔
之吏ハ格外ニ立身させへし公事方の役人も同断なれとも上公事長

引ハ得ず下ニ難儀之御作り知らず故ニ早く面倒之儀を引受一年も
二年も引付候明らかにし候は溺職之罪を下しねハ、是又下々大ニ歎ひ
民心を得ふの第一と存候ニ御座候

海防のケ條大意

一 此儀ハ一昨年秋相認候海防備論ニ委敷有之候得共尚其節ニも申上候
外夷の情実難も相成候節ニ付別て愚存有之候得共当時ニ至り候
ハ最早既ニ大概之形勢相定候故今更急ニ約定ハ変し難く候
殊ニ外國ニハ不信を示し候儀ニ而民無信不立と申候ニ付信
を失ひ候様ニ而は此方不直ニ相成人心ニ引ケを生し候間何分にも
も御約定通りにして然し此方より御破りに相成候ハ不宜儀外夷ハ
兎角覬覦之心を挟ミ人の虚を伺ひ狎れハ増長致し易く御座候
間此方ニ而備無之只彼を恐れ候而已ニ穏便之御取扱ニ成候ハ見掠め候
節ハ色々難題も申出し此上ハも望を追て増長仕候彼か何ゟ増長我
僻をつのり候様ニ相成候節ハ此方ニ而も堪忍相成兼候様ニ一の御事ハ必然之
勢相彼より破りに成候ハ是非是ニ及ひ不申候得共ハ不相叶節ニ至り候儀
ニ而ハ当時　仰付候迄中々ニ而間ニ合申間敷候ニ付実ニ当時之勢
賈誼の申候火を積薪之下ニ差置き燃不申内を安きと存居候ニ
是を消防すへき手当無之てハ一旦燃立ニ及んてハいかにも可申候
御遠慮無之付只今此内ニ手当之義肝要と奉存候扨此ニ而手当御備
之仕方ハ備論之内ニ申上候趣意を以て申上候儀有之一応左ニ前文武
学之儀ニ付而ハ文武兼て趣意軍務之事を専ら習練を致候事ニ而
是を兼て洋学趣意も此度宜しく一之無偏く海内ニ防御示を設る

事も備論ニ申述ル通ニ候て然レハ其外費用ヲ省キ人材を育し利器を
製し文武学所を設ケ亦を前文ニ大略ハ述ル候得共尚備論ニ並セ御覧
下され候得ハ愚見之趣意相分り可申候備蓄を廣くし不慮ニ備へ候儀
天下の第一平倉の条ニ委敷アへし仍て此外ハ備論ニ漏レ候儀を申述候

天下の諸大名身上取直方之事

一 處々の守衛を成し諸侯ニ勤めさせんとするにハ只今の通諸侯困
窮しては勤り兼る故ニ諸侯の国家を取直さんとするにハ其根
元を直すへし天下の諸侯及国家窮候根元ハ家内江戸定府ニて家中
も定府多く江戸の奢侈を見習ひ驕り事日々ニ大造ニ相成奢ニ長して
奢を知さる様相成候と諸事手重ニて僣上を志す家老ハ大名之
気に相成大名を公家風を学ひて諸事高上と相成候ニ害有之候

此僣上之詮を能々御代初より今日迄之事を思召合されハ尚了
解可有事也
神祖駿府ニ在せし時千葉何某と申人度々御鷹野之節召出され七人宛と
申す御召仕の年寄と申女中有りて夫を御供ニて召連諸事御手先
之事此人々之御世話申上候よし此七人宛交番ニ掛馬にて御供せられし
りと承候当時一萬石之隠居ニても此僣上之風有りや又陪臣家老の
家ニも乗掛ニて歩行事有りや是と引くらへ候得ハ当時の僣上を
知るニ足るへし又加藤清正ハ肥後半国の太守たりし時急ニ
家老の庄林隼人を召されけるニ隼人出掛出仕しける清正猶雪隠ニ
在候得ハ隼人出掛て御用を伺ひけるを清正御せいつもや八代ニ参り候
乗掛にて参りの口取仲間着込ミ着て居出るよしの心掛と其故取立可

暮し方皆々在所産物ニて御富せ候様命せられ候ハヽ江戸屋敷入用も
御減可申候
一 供方之外減少之事ハ前ニ申上候通ニ御座候
一 諸家留守居と申ものハ寄合〻〻と号し酒食遊興ニ長し何も無へ
無之名外勤役抔之訳もなき事迄旧例を構へ手重ニ致する故好之
小吏或ハ坊主府役と仕組之私を致候ものも有之又訳もなき
主人をすゝめて供立を立派ニさせ結構を来して乱ひとなる
られ又因勤新古之差別を立て新役をハ奴僕の如く取扱新役も
恥をもしらず夫役安んして奔走致す様なる悪風有之由事
簡易廉恥直ニ御改革有る所先差ホッ以而締無之事ニ御改正
有度奉存候

右之通ニ而御文奢り遊興ニ長し武備を疎略ニ仕候者も有之候
而ハ能々御心ニの上ニ而三人厳敷御用捨ニ　仰付候ハヽ必然御締可相
上之事ニ可相成奉存候

御旗本衆身上為取立之事

一 御旗本衆ハ大抵三河以来質素倹約ニ而忠実精誠なる全し人之
の子孫なる由ニハ候得共古風ニ失して諸大名の手本ニも可相成所ニ
不相成訳ニ候得共近年大平ニ狎れ高取之都の大名衆見習ひ小身ハ
町人衆に似て高上奢侈花麗ニ御成候様ニ相成武備之心掛自ら
ら薄く　上之御威光ニも拘り候様ニ御座候諸事　上之
御風ニ古へニ御復し厳敷御制度を御立ニ不相成之儀
有之候得共御改大有之文武ニ仕置めて古の忠義廉直之

當時平日年貢取居候而武備之外勤用之應り候處其事故ハ奢り之
方ニ馳せ候ニ付武備勤用を却而等閑ニ致し並騎馬調練なとも
ら仰出候得共又ハ権柄ニ入用致有之候節ハ下々之世話を
一　向不致百姓をハ只年貢用金致し候ものゝ者とのみ心得
居候類多く候故人民一体困窮ニ及ひ申候　是ニ而能々御
穿鑿被遊候得は種々於下方困窮衰微ニ及ひ候儀顕
然ニ候間夫々御沙汰　仰付　御先祖様御代之節之通りニ而下々
困窮致免し下され度候

一　在々ニ商賣飲食店出来如何便利ニ相成候而却而困窮之
基ニ御座候　是致御禁制近古迄有之候市日之外ニ近来は
産物多き場所之外を大概相止候得共是致復し此市日之外
を見世賣ニ相成候而自儘ニ自由ニ相成奢と長し申間敷候

一　商賣相禁候迚其者の産物并米穀材木仲買紺屋綿打其外
民間必用之義を町人ニ而準せすへからす是致嚴敷御抑へ候而諸
産物出来方相付方ニ而買却る人民の差支と可相成候

一　博奕ハ百悪之元ニ而游惰之媒ニ候間嚴敷御禁制有之候而百姓
困窮の基ニ御座候在方ニ而博奕渡世之もの有之候ハゝ其を厳停役人
手先ニ而使候故此輩又子分を大勢持ち博奕を致候間如何様ニ禁止
も互ニ隠し合ひ自分遺恨有之ものニ而申上候ハ人指図致候而嚴敷
ニ相成相止不申候ハ若ハ手先をも相止村役人へ嚴敷ニ命し停候を相止
一　のみ申候

一　在方髪結床有之候ハ博奕之媒ち奢りの基ニ候古の通り御禁止之

て襲致候ハゝ却而人情ニ戻り一向ニ行ハれ申間敷候
席を以取拂候方下の為ニて宜しかる可く候

一 村方ニ遊芸之者入込遊芸等教へ候ハ困窮之基ニ御座候ニ付諸芸の師匠医者之外ハ在方ニ差置候儀御禁制可然ものと存候

一 葬礼之儀制度無之近来大造のつひへを相費し寺院布施を合せ葬送ニ付彼是引候儀ニ付増長仕候是皆困窮之基ニ御座候寺院之儀を前文ニ申候通り葬礼之儀ハ 上下百姓之定制致し立て然るべく

一 窮民之儀ハ其領主ニて世話致候ハ勿論之儀ニ候へ共前文吉凶之節僧ニ施し候代金ニ而限ニ而少し米致出し村々ニ積置義倉致起し下々互ニ救ひ候様有度事

一 凶年之手当ハ領主支配私領ハ領主ニて是又村々ニ而も富農義民を募り積米致させ小民共ニも年々出来秋ニ五升三升つゝ為出候而其邸人別三年位之食料有之候様仕法有之度事

前文三ヶ條之趣ニ而上下一同富有ニ相成候ハ海防の根元ニ御座候

御受之上防禦人数置方之事

一 此儀ハ海防備論ニ委敷載せ置候間別段不申上候

大艦大銃造り方之事

一 此儀ハ彼ゟ渡来外国ニ而大艦を取寄候ニ付其内之材木朽ち候節ハ右を以而崩し候而諸寸法一々明細ニ図面ニいたし何方ニ而も夫ニ倣而直様製作出来仕候様相成候而諸大名ニ御渡しニ相成候得ハ造り方之者を組合候而造り候ハゝ早々数百艘も出来可仕候右を御秘し成候も志有之家ニ而雛形抔拵へ候へとも不足之入用之事ニ而貴致仕候事ニ

得ハ武備ニ一向ニ無之候ニ付大船製造大銃鋳法等も早く
上ヶる御見調又射爐等ニ於而ハ近國面ニ於テ実ニ而諸侯名ニ御示し
成候ハ則　我國の武備ヲ早く御行届ても被成候者限り於ハ
秘し不被成候ハ、　御國の御為を深く思召ニ相當り候且右艦銃共
諸國便利ニ有之候者ハ相之多く造り候様ヶ費用之大分ニ者
付申間敷事ニ付忽ち海内の御備出来て仕候
以前私幼年ノ比外国人目鏡渡候而竹筒ニ而遠眼鏡を
中ニ而色之替り候而一様ニ相成御座いつ近見へるもの御座申
候とてのそけ目鏡と呼申候一物品二ツ渡り候処一ツハ何方ニ而
大名江御買上一ツハ貴人の手ニ渡り見せ物ニ致候て大阪ニ江
戸ニ参り候由其藩の足軽五十金ニて直様買取り寺カらし
中ニ仕掛を見て竹筒ニ而仕掛ニ倣ひ数百本拵へ売出し
大金致候処今外来之大艦を御ニ見し御覧被成候ハ、右の様ニ
御工夫の御支致形ニ致し即刻ニ数百艘出来候由ニ却而天
下の御益とも存候

夷狄御取扱之事

一外國之儀ハ最早御約定も御定り候上之儀ニ付是非之儀ハ上ヶ候る
も無益之付當時御約定相成候上ハ右申へし山ニ虎豹ヲ有て
猟師も容易ニ入ラす淵ニ蛟龍有ても漁人もむさと釣を垂
すこと道理ニ而内之御備十分ニ有之候ハ、外人猥ニ覬覦之心を生
し難事と存候上是ハ信義を御守り被成候道理を以て彼ノ
心を折伏する様成事候ハ、増長して難題も申出す儀も

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

有之候義ハ相互ニ信義御欠不申様相成候而彼も夷狄ニも
せよ此方ニ而ハ誠心ヲ以て欺き不申彼方より求め候品ニも差出し候ハヽ
も成丈入念堅固ニて先の為ニも相成候様致し候ハヽ一
ニハ　御國風の厚キ所を御示め第二ニハ此方之実
意も相見せ申候然ル上ハ彼も雑有て相成候得は右賣
渡之儀町人共ニ御任せ之町人共ニ色々濫悪之品を注文仕入候持
出し一時之利を貪る事之賣渡し候ハヽ都ての物之價も萬國
を工手間之応し候ニ其の品なき様ニ濫悪之品高直ニ賣渡しへきにて
見し参り彼も諸方を歩行候ニ其の品ニ此方のみ実ニ敢て存しぬ
有之候義ハ彼ニ以外之事を有之候事ニ候ヘハ欺瞞を存候而も
実ハ我國の人を見下ケ候而軽侮の心を生し候ハヽ此事覚悟之害

致し候都て町人共ニ御任せニ相成候ハヽ彼の者共も分別よろ　御國之為
存し候ハヽ露計も不存只己の利欲ニ許泥之候而其の故　我國同
士之事も信義を失ひ人を欺き候事の多く候ハ己か浅智ヲ以
外國人を何とも不存様と見侮り何事も任せ雑計も信義
を失ひ候ハヽ則我國の信義相欠キ候ニ付御厚く何卒先方へ町
人共直ニ引合せ　御禁制官府之町人共注文之品御調へ御吟味之
上丈夫なる品を時の相當の直段之町人共御買上ケ諸掛りを加へて
相當の直段ニて彼ニ相渡候　我國の人の志実謹恪なる
ニ服し候都て此御和親ニ相成候て上ハ國の御為ニ興
隙を生させ候御趣意ニ有之候義文御
利益の思召ニ候ハヽ賣物ニ小利を得候迄之御出役ニ而大御物入

之儀を大抵よりものなる中ニ甚定又ハ織候筆ニ無之若御
國の御為と思召候ハヽ些之小利を目の前ニ於ても信義を失ひ
ず永く釁隙を生せさる様之義肝要ニ存候
御約定之上官吏引合ニ有之候得共先町人ニ而直ニ引合品
物直段ホ相極メ之上ニ官吏ニ差出官吏ゟ相渡代銀
受取町人ニ渡候様ニ而万一候ハヽ若左様ニ候ハヽ權下ニ在て直
引合も同様ニ御座候
一町人共直引合仕候害を是のミに限らず邪法傳染の儀も
難計又清朝ニて阿片之乱様有之節皆内地之商人彼と剿
合ひ引仕候ニて其の端を大事を可生ハ必然之事ニ存候
一七里四方遊歩御許之ニ付而者夫々案内可付役の輕卒共自由ニ

人家江押入及狼藉候も有之ニ付而ハ輕卒ハ彼も是も同様之無
分別之者ニ付今何れも私ニ不存様乱妨不働候様必然是
迄も之ニ付此方の様子も不案内なれ共ニ右様の事も有之可被成
候へ共追々何程ニ事を致候ても穏便との御仰出ニ而此方ゟ手出し
不致候ハヽ夫を彼見侮り増長して乱妨強淫ニ及ひ候而有之様之一の
不致左様ニ而ハ　御國威も不相立候而已ならす事ニ付御座候右様之
乱妨仕候ニ付者を彼ゟなりとも搦取候て上官差許し候訳ニ無
之付ても此方の國法被仰出候ハヽ其仰合候上七里四方の内を
無支配百姓家を外ニ移土著士を差置平日武藝を致勵まし
世若無事の又士人の家ニ這入乱妨仕候ハヽ直ニ打捨て此方
同士なりとも此通の國法ニ被致候ニ付御仰合候ニなりとも能々了合め

打捨てゝ逢ふ事様ニ付若右国法ニ相背打捨ニ逢ひ候
とも殺され候とも苦しからすと約定致し置き候故　御国政ニ
損し可申候宋の王彦章辺地之大将として契丹と境致し接
し罷在候節契丹と宋と和議を結ひ候節より夷人中
国の法を犯し候その者ハ節を忽ち捕て耳を喰ひ数百
人の耳致喰候所其後ハ中国の法致犯すもの一人もなく相
成申候歴史ニ相見へ候夷狄之類ニ取候ても酷威相示し候とも
ぬ此猛烈なる事致候へ共其事ニ御座候てハ柔弱姑息ニ付上り却而
釁端を開き候様相成候双方議定之上ハ此方ニても猛烈ニ候ハゝ先
方ニても何とも一言申候義無之候間永く和交を続き候事ニ一の良策ニ候
一　夷狄応接之儀を機ニ臨ミ変ニ応し候為計ひ全権ニ任
之候事ニ行届き兼候ニ付御備論ニもこれ有候通大惣督を建置　廟堂ニて
其大綱を御議し大意を御立ニて其他ハ右之主意ニ基き大惣督
ニ応変致し候様被仰付候て一々江戸へ御伺ひニ及ひ不申様相成候ハ
ゝ　御国威盛んニ相成可申候
一　内之御備御厳重ニて和交を御結ひ被成候ても侮りの心を生させ
す内も御断ニ相成候御力有之候様ニ人民の為を思召　和交御結ひ被遊候
事を雖有之相成候て感服仕へし若内の御備いつ迄も御届兼候ハヽ
和交ニ計り心致ニ用ひ候てハ外の侮生し候のミならす内にもまた侮の
心を生し可申候其切之義なきや相成候中ニ悠々と遊ひ候儀ニ而
を急き候時ハ早く大ニ改革被遊て内の御備有之候様仕度
と奉存候

邊地開き方此箇條大意

蝦夷地之儀一見も不仕候事故誠ニ推しはかりにて候得ハ心易き者を見候ての咄を承合せ相考且古人草昧之地を開き候法并漢土邊地防戍之制等を見合愚意相認候儀ニ御座候

一 先邊地御開き之儀何之御為と申儀御決定第一ニ奉存候右を被開候而御國地を御増御取箇を御増候様被成候義ニ候哉又ハ是迄之通空虚ニして捨地同様ニ相成居候而ハ外國人来開業仕も難計左様候而ハ 御國疆を失ひ候のミならず直ニ外夷と界を接候様相成候ニ付内地ニ而守衛六ヶ敷相成候間為御警衛御開被成候哉若御取箇相増候御為ニ候ハヽ不殘 上ゟ御手ニ而ほつ〳〵と御物入も格別無之様無之内ニ新開之場所より左様之直様ニ而益上り候者ニは無之候間詰り矢張是迄之通只漁猟運上之利を以取置被成候

而も格別之御得失も有て間敷と存候若又為御警衛人を出して外
國人之台場不仕候様にとの思召ニ候ハゝ江戸并御防き品川浦ニ而此所之御臺
場御築き被遊ても五十万や六千萬両も相懸り候事故日本國之御防き
ニ此手廣き御防き場所を御拵被成候事故餘程御物入之事ニ而よ
り御費繁多なる事ニ而困り不申候乍然品川の御臺場を此後年々御手入ニ
る御物も入防戍之大名衆も物入多にて身上續兼候難儀有之候得ハ邊地ハ
一旦御開被成候得ハ被成方ニ寄警衛諸侯ニ被　仰付候諸侯も失費
多く相守候事出来可仕其上追て　御國益ニも相成候間一旦ハ御物入も被
入候るも畢竟御損ニは相成不申候夫よりハ御益多き御守場之大臺
場御築立之　思召ニ候得は是非早々御取立無之不相成事と存候扨
又其開き方は罪人を遣し并信濃出羽邊之民を移すの蝦夷人ニは恩を施し

人を殖其の志ある者を募り心次第ニ開かせるのと申者も有之候得共罪人迚も左
様ニ多人数ある者ニも無之候且又嚴法を立て多く罪人を拵へ邊防を務めんとし
て一揆ニ相成國を亡し候ハ秦の始皇ニ而御座候間其事も容易ニ相成兼候信州出
羽の百姓を移し候と申共右両國迚も左様ニ餘計の人多く有之者ニても無之手段
手理ニ多く移し得ても是迄其土ニ安んし居ものを遠方ニ遣し新百姓ニ致候も
人情ニ戻り候のみならず其本國さへも人数不足之所ニ又ニ如此多人数引移り候も其跡
荒蕪ニ相成可申候蝦夷人ニ恩澤を施し人を殖候と申も一通りの事ニては得も高々二千
人か三千人の人数なれハ二三百年も相立不申候而も中々此廣き境土ニ充満も
致し兼る程の人数も生育不仕候其内ニハ外夷より最早心掛人を殖し候工面致仕候様
子ニ付間ニ合ふ事ニも無之候志ある者を募り開かせると申ても何程志ありても
金銀無之而は遠方ニ参り稼方ある者ハ無之候且又有力者を語らひ候而

候而も相成兼候得共有力之者ハ蝦夷ハ不案とも三都抔ニ而自由ニ貨殖仕候手段有之
蝦夷地ニハ參り候迄急度ナリ不申候と申見詰無之間誰も思ひ候者ハ無之ケ様
成る事を御當ニ相成候内千万歳月を過し候様ニ相成候外夷より開候策と
覬覦仕候處を先此方より開き可申と申ハ一日を争ひ候譯ニて後れニ相成候
ても臍を噬候るも不及義ニ而唯々誠ニ眉ニ火の付候如く火急ニ致さねハ御間ニ
合兼候時勢ニて左様ニ火急ニ致ても積ニるも中ニ五年や六年ハ行届申ましく候
丈ヶハ悠々たる間簡ニる打過候得ハ其内ニハ必外夷心を生し金銀銅鉄之出
るを志るを一の主張るるや乃新境を開きなく事悦る萬國之人を集め何の造
作もなく開き候ニ相違無之其時ニ至り候而ハ此方の境土たる約定ありし迄口舌を
以て争ひ候ても間ニ合候事ニハ無之候彼ハ自分之利を専ニいたす土地の開くる
をよし致候心入る故ニし候間何の造作もなく開ヶ申候此方ニる御開ニ
被成候ても矢張其思召ニる我國之人ニる開き邊防の御爲ニ相成候得ハ宜敷と申思召
を以る大臺場を築き候積ニる御元入を被成　上の御益を御目論ニ成人を御
疑ひ被成候御様念を御止免御開き無之ニ而ハ相成間敷と恐ながら申上候も恐
多き義ニ候得共松前家一手ニ御任せ被置候而も外夷ニ被開候も難計とても上ニハ
御引上ケニ相成候て矢張同様御手ニ而ハ不申外夷ニ開かれ候るて御申訳無之
義是を思召候るも御踏込御手早ニ御開き無之候而ハ不相成候と奉存候

一昔漢の高祖楚と天下を争ひ有し時陳平ニ申付楚の君臣を離間させ候
とる其入用ニ黄金四萬斤を陳平ニ渡し其出入を問ハすと申候都而大事を
任し候ニハ其人私を致候哉とて疑ひ候様ニるハ其人も力を尽し兼又ニ一々
伺ハせ候ても事も取計ふ事出来ぬ様ニる機會を失ひ其功成就
仕る者るるる無之候楚ハ君臣を離間させる一事を取計ふニて是ら

飛ふる所ある奇謀を思ひ得させらるゝハ四萬竹を任せて難なすと申様無之て
なきまひ居る申ものを此大事を取扱ひ候ニ初より小児を使ふ遣ひ候如く案し候
事を達し成功有之者ニ而て無之候間有志材傑之士を御撰ひ先数奏言致
以てし明試功を以てせらるの古法を用ひ其手段を言ハセて御聴覧ありてなり
一 相応なるを撰ひ手を分ちて一つゝ御任セ入用ホ近打任せ其成功を試ニ両三年ニて
弥其言の如くニ可然と思召候者撰更打任セて御させ被成其言の如く參り不申候を
御罰し被成候而可然候年之時ニ當り内ニて事を御させ被成候ハゝ公正廉直之
人ニ無之候を御役ニ立不申候得之ケ様なる草創ニ事を御させ被成候ハゝ才氣
もへあれともみニて私を致候るも無御構御任し不被成候而ハ成功を難きとも御座候
右之陳平ハ元楚之国より裸ニて出奔して參り候男ニて當ニも不相成人物ニ候へ
共高祖一點の疑心をもなしはなくも任して御遣ひ被成候間夫ニ而功有りて

智謀を振ひ遂ニ其事を成就するのミなり凡寧相近も相勤候様相成申候
一 蝦夷地を開き候ニも手廣なる事故中々五萬や十萬の小人数ニ而ハ不参候間
其先御見積り肝要ニ候是ハ此見積り無之故罪人抔を遣しその信濃出羽の
百姓を移すのなと申説も有之候私存候ニハイシカリ川の左右計ニて一耕
土ニハ六七十万國もあり候場所なれハ田地ニ積りなれ共先カラフトを除き蝦夷地
計ニても二百万石近き田地も出来可仕と存候夫を先内端ニ見候而も百五六十万石
の地と見積り得其地を耕すへき人別百万人無之而ハ相成不申候
大数関東ニ而ハ一万石の地ニ凡人数弐千四五百人より三千人位上方筋ニ而ハ七
千人近く有之候是ハ関東ハ土躁ニして畑多く上方ハ土肥ニ而両作之地多き故
同し高ニても人を多く養ひ候故なり今蝦夷地を新開之場所故関東の割を
以てなくとも是も上方筋ニ而ハ六七万石位の高ニて領分之人別十萬人余

るの十五万人あるとの申触有之候得共之を備延候ハゝ実ニ地ニ着候

人別と申候者ハ地力限りあるものなれハ其様ニ大勢ハ養ひ候ものニてハ無之候ニ

其上ニ金銀銅鉄の坑開并石炭材木出て海邊漁猟も盛ニ相成候てハ一ケ人別

も二十万ニ及候ハゝ此大人數中ニ一国や二国の人を移しても迚足り申ましく

無之徒罪遠島等の罪迯したる者あるものも無之諸方無業之者並不

及申天下中之他稼業心懸候もの並乞食非人ニ至るも何ニても宜敷度ものを

も勝手ニ参候様致し候ハゝ手廻り度相成候ハゝ様勢致候得ハ駈参り申へく

中ニ支度申付移すと申候様ニ相成候ハゝ人情ニ戻り候ものニも候ニ仰

付て遣候ハゝ道中十分御手當不被下候てハ不相成故

行届候ものニ候ハゝ無之都ニ参候事ハ望ミ之ある事を

令して手當を遣し候ハゝ銘々より望候を起し争て来候と極

無之候て急度参り不申候

一 其勢を以て駈り候手段之別儀ニ而有之候元利の有る處ニ人の集るものニ

而御座候人ニ参りさへ致し候得ハ大利ありて金銀を手ニ掴み取る様之と承り候得ハ

天下之身分自由なる者ハ必其先々と承り傳て蟻の集るか如く行つまり候カ

リホルニヤ乃銀山銀多出て大利有之と承り傳へて清朝の人民萬里の波濤を越て

西洋船ニ頼て彼地ニ赴き渡世致候者年々ニ多しと申ニて其勢ハ知るへし

山林川澤を開く之手順ある事

一 山林川澤洪荒の地を開くるに手を下し候次第ニ候ハゝ是は労して功少し其手順

と申もの孟子ニ堯之時洪水之跡ニて大荒となる村里民居の有る所近草

木生ひ茂り禽獣の栖となりしを是迄打捨有りしを堯帝計て其人民の

難義ニ及ふを憂ひ給ひ大勢中より人材を撰ひて舜と申人を見出し引上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

ケて惣督とせられける舜も又一人にては行届き難き故大勢の中より人物を擇び出
し益禹稷と申三人の人材を得て各其長する處を用ひて一役づゝ打任せて
益をして山林を焚き繁茂しける草木を拂ひ除き晴々と成て山氣よりて
人の病む患を去り虎豹狐の住む事のならぬ様にして出て人を食ふ畏を除
き人民心丈夫に村居をはじめて各事に今日を送り安心して耕作に出精する
事の出来る様致させられ其次に田地を開發さんとせられしかとも水利不宜ゆゑに
水の引よる低き場に耕作すれは川下支る時出水の患ありて高き處より作付
すれは旱の時干損の患ありて其上水の引方工夫なくからて其まゝ川ゟ
りに任せて猥に手を下し初むるとも後は其外に水を引方も田地と成處なる
りても水の引方をしつかりと開き兼るゆゑの憂もあるによる故先水道の穿鑿
なされ不相成に付禹と申水利功者之人に命して水利奉行として川々の浚
へ溝堀の引方を計らしめ水道を工夫して出水をせぬ様の所置ありしと其次に稷
と申人は幼年より草木の世話數奇なる天性耕作の道に功者なるゆゑに是に命して
民に殖付より養ひ草取手入迄も仕方をよくよく世話致させて教へ導かせなるへき
定めに於て天下之人民安居して耕作し水利の便を得て作物もよく出来しけれとも
荒れてゐる山林を一時に開きて天下繁昌之地とはなりかたく右之通開き耕
作して食物を上るも一年や二年にては行届兼る故其間民も食ふ事に働くるを
するにより仍る書經に申す如く禹水土を平けて後稷と庶民をすゝめて鮮食せ
しむとて其間を取続きとて山狩川猟をして禽獣魚鼈を取草木の実なると
天造なる食物致して凌く事をなさしめ耕作の出来迄を取繕ひなさるへき是其
手順なる故に今此洪荒の地を開き給はんとならはそれより手順によらせられさる
成功も難しときは先堯の舜を上ケて任せし如く實心を以て此事に任せる人

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

を挙て總督に任し其の目鏡に叶ふ者の益稷を挙けし如く材能ありて其事
功者にして実心には有らて力を尽しける人を見立其人の心一ツに於ては儀外よ
り辟を引かれ升任せる事是其第一之扱ひ樹ひたる上は先山林生ひ茂
り熊羆など同居する園然なる山氣も強く病人出来て又獸に食はるゝ畏
ありて人々朝夕安き心も無き様にて其人氣を伸す耕作に身を入れて
事する事なく生活の安と見る時は誰ありてか住る所を好て住家
にきん其れにて命なりての物穫るなれはいかに割合宜しと云ても行て住
むものもなく是故に益の火を掌て山澤を焼も一如く秋冬の落葉
して枯木になりし風の烈しきを節を見合せ火を付て生茂りたる草木を一旦焼
掃ひ山氣をのぞき禽獸の害を遠ざくる事是第二也其次ニ禹の水利を治
めし如く地面て高下を計り川下の支へを浚へ水の出ぬ様にし且ニ溝堀用

水の引方を工夫して水旱の患ひなき様地所を見立て田地を開く是第三なり
其上ハ稷の稼穡の事を教へし如く耕作にも便利不便利ありて農具の
拵へ方よりして地味によりて植物にて得失あるなれは猥に植て其実のり
悪敷利少き故人もまた有つ依て功者なる者を先達として此地ニ農具ハ何様
作るかよし此處の植物ハ此種よろし此地味の養ひ方ハ此業よろし此処
の氣候にてハ何頃植て何頃草取り何頃木取るかよろし早稲地ニ相叶
ふや晩稲地なるやと相成事を委敷教へ導かせまた百姓ハ只自分
の仕付たる事計土地の見合もなく不功者なる上諸方より寄り集りの
人を用ゐる事故一様なる様にしても必す取実よろしからす利少なくして
人氣もいまし其の様に世話致すや御世話し取実を多くさせ年々
人心をまつ続て引立る是第四之右之通なる農民に仕付を済む事なる

然れ共人民始め集り来りて直様作物出来て直様喰ひ續く譯にも出来兼
る故人も気ゝり依る而稷ともあろし然今し難きものなれハ、始めて鮮合
せしめし心持にて先金山銀山鉄山銅山の類をも開き漁猟之道をも開き
此等し方も下の人を集る条くハし蝦夷地に行事を自由に生活の出来る事を見せて
大勢先を争ひて集り来る上にて追々田地をひらき土着之民として家内を
持て永住をさする是第五也此五段の順を失ハれハ得も十年をもすさ
ば蝦夷ハ豊饒繁盛の地となるへし若手順を用ひぬハすハ取留もなく廃
置前後しても如何様共成居さるなとも決而開るゝ事かたかるへし

一 火を付て焼くなれハ數千年の美材一時に灰燼となるハ惜しむへきの石炭
多きハ此夫に燃付て一年も二年も火消へすして困るへきのと申俗論もある
なれ共大業をなす者ハ細事を顧ミす蝦夷ハ三百里四方之地なれハ山大澤
も多き事なれハたとひ人家に及ふへき近所の山林を焼たりとて外に大材の
出る處いくらもあるへし又漢土ニ石炭多く出る國なれハ益の山澤を燃やし時
石炭ニ燃付て困りしと申ハ傳記もなし且常陸國笠間近所の山にも石炭の
ある所ありと聞あの辺山火つきて山の焼ける事も度々なれ共いまた石炭ニ焼付
たる二年も三年も消へ兼しる事を承り申さぬまでたとひ燃付て消へ兼る
所などありかに竟ある事ありとも左様の處ハ捨置にして其外を開事をよろし
き事なり如此小膽臆病の議論を聞に是も世中には蝦夷地度數四十五度以上にて
寒氣甚敷稲作之仕付難かるへしと申ものゝ有之候得共都て耕作の地ハ其陰陽を
見其流水を見ると申て度數なる寒之氣強きとか、たとへハ山を北ニし水を南ニし水
利よろしき場所ハ陽氣にて作物出来る者也且漸くハ得も蝦夷地も菜大根の類よ
く出来る地あるにて菜大根の出来る地を段々經地味よろしき場所にあるさまきも

出来ぬものなれハ吃度稲も出来るへし　若又稲出来ぬ地ニても黍なと必す出來へし何ニても食物渡世になる事ものなれハ稲計ニも限らす桑を栽て蚕を養ひ楮を植て紙を漉き櫨を植て蝋を取り麻を植て苧を取り其外漆甘藷の類何ニても作らすといふ事なし石炭多きあるなれハ是を掘りても食續きの一ッなり其掘り方　上より便利ならしては世話なれハ何をしても渡世ハなりぬる事なきなり

一　人を集る仕方の事

一　此百餘萬の人を集るを一時ニ集らしても前文ニ申せし如く人をはつきニのせて先我争ひて来る様ニせさるか肝要ニて其ハ先つ人ニ業を与へ大利ある事を示すにしくはなし　其大利の示し方ハ先金銀銅鉄ニて出る山多き内なれはこれにて其業の来るものニハ先つ是を開くへし其開き方ハ試ニ掘を致し候志の者あらハ申出へしとあらハ被　仰出候のみにても是迄も見ぬ處ニて弥あるか無きかも知れす掘りても利かあるか無きかも知れ又よぬらけん試ニ掘りて弥出るニ極れハ　上へ御取上ニ相成やられも知れす杯と存し故誰有て我試ニんと申すものあるまし　たとへいかしても一人や二人の微力ニてハ行届きもせす中々人の競ひ集る様ニハ成らぬなり是を建し　上より一統ニ遣ハす下ニさせるか其上前を召上けられんなと、の小サき利を御目論ミ成ハ様ニてハ集る事ある候ハす初ニも申如く御益にてもなかるへすして邊防の御為と申を事ニハ先大臺場築きて夷を御防きの御用心を被成ハ思召ニて蝦夷地ニ人民充実して御防ぎ御備出来るものを失ハ　上の御益と思召ハて先其ニ三十萬か五十萬金ニて御元入を被成當分ハ　上ニ御益ニハ一錢も御取ニ不被成下ニ備るにおもる思召にて金銀銅鉄共ニ　上より功有

あるる者を御召出し處ニ為冥試ニ堀をるそそしれ幾斤もしし誰ゟ手ふる

て行るも堀方之持運なり陶冶之仲買之仕方なり自由ニ出来る様ニ被成候て

堀出候鑛出来候金銀の類　上へ御買上直段内地之山方之例るとを引別

きれ上るを御世話操る防禦の為ニ相成候御得と御覧何れも下廿割合

極て宜敷様なるもれいい人々其大利なる事を聞て競ひて参り集るへし

此ニ集りまる付て堀方を長せ敷雑しとて人の忘れ候事故江戸ノ中非人乞食

の類並轉羅の者、紙被遣候而（此江戸ニ多きハ乞食非人類人之類しれ有候是亦一旦天下多事之時ニ當り飢饉抔ニても出逢食兼候ニ至り候ハヽ必流賊ニ可相成と識者も心配仕る事なり此者を頭々もつ人足とろニ付其頭ゟ作付られ引連れ候ハヽ作毎て志々るへきゟ）

きる小素人を其持運ひ陶錬仲買其外の業をさせ堀人足を好む者を

勝手ニ素人ニ而も御させ被成又人多く集るニ付而ハ酒屋も肴屋油屋を

道具ハ屋も疊屋もなくてそまらぬ者も皆　上より名工を御撰ひ造り酒屋

も幾斤もよらす統事を被遣上酒を造り出させ外酒入らす却る奥加あり近も糀

夷酒出る様ニ相成候ハヽ追々人も集り来るへし米も入る米屋も出来る廻米ともを

まて直とて引足らす米も作る夜寄の者も出来る直ニ　上より田地を與へ是迄の

定法るかてなよらす十ヶ年も鍬下を被下其上五公五民杯とる儀ハなつして（五公五民ニ而宜と申すハ、貳割五分の所ニ當るなり法の事長くれ候畧す）拾分一とか二十分一とかる様ニ極め租税を落して

百姓を致したるも割合宜敷を御見せ被成ハ、ほさ又争て耕作ニ赴くもの出来

候るへし其上ニ而塩場も建られ、漁獵場も建ますえ丈も　上より元入を被

成候て細元私納屋干場其外近ニこしらへ置手ふらこて行候而も直ニ渡世のなる様ニ

被成先當分を運上を取らす掛り丈の利を見て品物を買上け（是を町人の手ニ任せ候てハ丈利をせめて御ニ人利徳せくい故をみ不宜ヶ付上へ御買上ケとるとこ）諸國ニ運漕させれ其外諸産物一石炭ニ而も

漆ニ而も蠟ニても皆其道ニ下ニ大利を付て上ニてそのせ話の而入

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

目計なる利の害を見す廉潔ハ公正ニして国ニ為ニ堤防を修むる志の役
人を撰ひ右取扱例の役徳を貪りたる下を捨たゝし早く堤備を励
ましの策を致し費役を省くへ私欲なくして十年を過す百年の後を致す
へし

目前の利を謀らす堤防を主として存候事

一小利を見さるハ大事なるとは聖人之戒め置かれし事にて如此下計を益しハ之を
上ニ而損の様ニて俗吏を心得て随分大概ニ上の而損の行ぬ様に益を而取計ハ
而も外ニ百姓職人か割合も宜敷る何も其様ニて下の大利を付るハ不
及様と申候出へし是も誠の小人の了簡鼻先の見識と申さものにて捨てなる處ニて
永続致出来る人の氣勢衆を不宜人の氣勢衆を不宜ハ集る人離ひなく
ならひ候ることもなく離ひるへく集りハ拾年なるものに二十年ももたるの堤防

拾年近く相成其内ニ外国よりも早く人を被植いたるを悔るも返らぬ従来之業をよ
く考へ右なくし又堤普請出来る産物杯も新開之地其様ニて上工を撰ひ教へなる物
入も多くて費之と思ふ人もあるへき所にて右の如く堤普請出来て産物とりても
ハ皆手厚く精功にて丈夫ニ而欺き偽りの品を決して直段も恰好ニと申様世
間の人ニ信させられ末ニ其品捌き方宜敷融通の滞りなきゆゑ故却る其地
の繁昌ニ相成堤防の而手當も早く出来るなる也業を能く取扱諸役人ニも勘
弁をも致し度事なりに候

一此事起り候ハ、町人の山師共而益筋を申立て運上冥加を請負度と申ものの
いくらも出来し賄賂を掴ミ吏を取成し俗吏私欲として出つへし其時ハ
程上なる御趣意堤防の御為ニ候義をも不申立其説を用ひ候
無之事ニ必す破るも申すへし俗吏を失ふ色々理屈を付て其運

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

上取てまゝる御備を被成ハ得とも問無るとく色ゝ詞を巧ゝ申セ共公
官も其氣になるゝ取成候人も出来まてなかりけり

大艦を造る事肝要なる

一内地にる御經濟御取締大名身上為御取直方ニ付て大艦御製造有之事認
置ハ得共此辺防地御開き有之候更大船共如之訳を此大人数を三百里四方之
處へ集め候ニは松前一湊にるを不自由也湊も處ゝ便利の地を撰ひ幾ケ所
もくも開き金銀銅錫石炭米穀其外諸産物陸地ニ運漕遂け候ハ
無用之費多く自然と其品物高直ニ相成御為方不宜故川筋出し方船着便
利ニ相考都合よく夫湊より内地の御ハ宜敷都會之地江戸大坂
其外所ゝニ積出し諸方ゟ集る人も何も奥州路を通るへく經る松前箱
館へゟいら其直又自分在所ゟ都合宜敷内地の湊へ出る便船之金山

ある地之銀山ある地ある石炭ある處之耕す田地を求る之勝手次第ニ行る子開發
様為致るを今ニおつかうる夜少き見合せるる人情まいるる其心配るなく百人之ゝ
も何處く迄行さへす夫を蝦夷ニ行くハ何の造作もなしと人々存せる様に
なれハ此開發夫ニは大船多く通路を便するるゝは志一なる扨又其大船之外
國の製なるゝ堅固なるを難風波の憂いなくる様為て人々不安心ニて恐れ
いのさるゝ是産物之運漕も覆没多けれは其價外の代物へ不掛いる不
相成ハ有産物之價自然と貴く開發甚不宜也扨又其大艦製造之儀蝦夷地
ニ大材多きの事なれは渡来之大船を早く打こと一ツく其寸尺ニならひ其製
造之通作らせ候ハゝ即時ニ拾艘も二十艘も作り出セへし其船を作る
も僻地之人足ハ多く入る故又一ツの人を集る手引ともなる渡来之品ニゝ
ともを惜まず様為れは早く造るまハ其形を取捉を據るとの八十挺も二十挺

も提を拵らへ船を作る事の八十も二十も船をこしらへ帆柱帆桁炮門舷
とア様に其形の通りにしたのを一時に多く造り有合せるの手早に志らす一
ツ破りてモ一時に十も二十も出来すれは積を算せ夫を一ツを惜みくり
くと図なとも有之夫を見る造る様にはなきまたは夏のならぬのあそはら
からぬ此とまことにて居るの内其日数ハこの里物入も多く成功を妨るの
ようゆ文を改め入る事に有る物ことに切れ離れよふにしてそ却る損失の基
之志らし大船十艘二十艘出来ても産物運送の為にも使ふべからさるなれ
ハ小ハ追て百艘も二百艘も造り出すへし（此は入用堤蟻地産物の内より出へし）
の手船も並せ用ふへきなれとも一艘や二艘なりとも先ツ為海防を
是迄の船にて済ませるなとと申様にする事は海防之人ある心を集る事
にのなり是を海防の為の用兼ての思召にて急に造り出す為なき事也

尤蝦夷地にて便利の湊を考へ作らせ材木に直段安く人足を遣ひ其何
れの道開発にて人足を集る時ハ入用の中に貧る敵甚以て悦ひに出来すへし

辺防武備の事

一 右之通初より次第を追る十分の施設ハ得其十年を出すして蝦
夷地は極に繁昌の地と相成申へし扨又是を以て武備を立るに両
様の立方あり先ツ其一を古の兵を農に寓せし法なり其一ツは漢の趙
充国屯田の法なり兵を農に寓する法に従ひ諸侯の御国々を止めて
上の御役人にて総督大将裨将隊長等を立て不残公領として治むる
趙充国屯田の法に倣ひ諸侯より兵を出し陣屋を構へ且耕し且守る之
先兵を農に寓する法より申へし兵を農に寓するハ先是とあらは蝦
夷中の田地を公田として百姓の物とせす男子一人前に田地何程と申

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

事を極め置て其田地を耕して十分一の年貢を納めさせ其子弟二十才
以上ニ成家内を持たして又分家として壱軒前として定式の田地
を渡し候得ハ獨身なる者ハ元同居の内も壱軒前四分一の田地を渡し宛行ふ
子なくし或ハ罪ありて追放等ニ相成候節ハ其田地皆上ヘ上ケ又外ニ一軒前成る百姓
へ相渡し歳以上申候ニ致シ候て總領百姓ニ身上宜りありて大高の者も出来す
小高の者も出来す積相成之右積百姓の高同様なる故其軍役を同
様ニ割付なる故ニ其同様なる身上の百姓を伍人組ニて組合せ
田地高ニ掛る軍役ハ定め五人組の内より軍役を勤むることの壱人 此割合古
古法とそサし選ひあれ 在高等の窮民而て申之 と定め平日も五人組ニ組人合せて二十五軒ニ組
頭一人宛を五組合せて百二十五軒ニ組頭を合さて都合百三十軒ニて
名主壱人支配を又五ッ合せて名主共ニ六百五十五軒合せて勸農役一人

差配させ勸農役人以上ハ上の人なれハ代官ノ手代位の役之党を又五組
合セて三千二百七十五軒 上の役人を農官壱人の支配所とし添役並ニ 数ニ入らす
吟味役ハ事多勤官方等の二十五人計ニて勤め又是を五ッニて一万六千
三百七十五軒を合せて一郡代を置て治めし此通なれハ郡代ニて組立る人別
帳を編て人別を正し教化を施し扨又軍役を勤めしむることを同ニ一夜
ニて揃はして右之内五人組より一人ツヽ人を出させて三千二百七十五人を得
内組頭百二十五人名主二十五人あれハ正ニ三千百二十五人となる鉄炮隊として
是を伍法を以編ニ五人ニ内一人勇壮多力のものを撰ひ伍長とし五組合
セて二十五人ニ組頭一人を添へ又五人合せて百二十五人ニて組頭五人名主一人
として隊伍の支配をさせ六百二十五人ニ組頭二十五人名主五人三千百二
十五人ニ組頭百二十五人名主二十五人勸農役人五人差引の合図を司る

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

農官一人裨将として号令を司る士五十人大砲を司る郡代一人大将と
して軍政を司る外雑兵兵粮小荷駄等を司る明キの組にて勤る是ハ天照之
大将の旗本ニ兼る戦士を養ひ銃砲隊にて打破り旗本ニは短兵接戦を
旨とす是通歳郡代も組ある其上を総督ある支配す海濱漁猟を旨
並海近き村にて百姓ハ又一ヶ所計組合にて水軍とす海運の大艦を以
て平日調練し又廻船の上乗を兼帯す如此致ゆゑ総督以下勧農
吏迄ハ皆上の下知を用ゆる故に諸侯之防衛をも仰するに不及

一 義又田地を公田と唱す内地之通り皆持主の私田とし力次第にて多
く持せ開かせ百姓ハ軍事には不携年貢を出させ其を以て防衛をなら
成ト思ふべきを諸侯に命して人數を定請にして要々に柵砦を構へ
守らしむへし志らし此定法に士分ハ囲え其兵粮諸式を運ひて守る

極めて物入多にて中々続く事にあらざるに夫を国窮して小身の操持
諸家にて備衛行届難く諸侯も心苦しき時の御役にても不相立御不用心
の第一之故に夫を国窮をせぬ様にして永く武備の御為なる様にするには
屯田之如くハなし屯田とは漢の趙充国先零と申夷を撃し時急に合戦
なし只兵を備て其虚を伺ふにも大勢の人數を遠く帝都より送る兵粮
飼葉塩噌の類夥しき費にて中々続き難き故言上して始めし法也右の夷
境に廃田や土荒に開発せざる地凡二千頃以上ありしを申受て兵士に耕さ
せ其穀を積て粮食雑用として夷の侵寇する事を平けし也今も此制に倣出
勢の諸侯に明き地を渡し平生ハ士足軽を土着させ自から耕して
取る所の穀を扶持方とし雑用として其間に調練武藝をも励まし
要々に柵砦を構へ危急の時ハ百姓と共に其内へ引入て夷狄の

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　ガラス使用

害を受ぬ様に防きあるへく然之古通するに武備も皆守衛の諸侯
に任せて上の御役人も民を治むるの外は有まし如此なれは御国中之
諸侯も費へ少なくて身上續き守衛も行届くへき事なり是ハ何れも
思召次第可然候

雜事之箇條

時務之急ハ第一に米穀相続ならは金銀米穀の義を上より其節宜
を制して天下の融通を便にし人民をして凶年饑歳の患を免かれ
しむる大權は常に其大意を制限相続候

金銀米穀之事

人民日用なくて不相成品は衣と食となりて候得共是を天下之人
務め手心を用ゐる様にて不相成候間多く作り出すものと作らぬ
ものと融通するる品物にて交易するを本法なれとも品物重くして持運
ひ不便利なるある故金銀銭を用ひて其を融通せしむ之金ハ至て
得難く銀も其次に候得とも故銀も銭より貴く金も銀より貴し
故に其自然に従ひ直段を立て通用させらるへきの処は品位ある所
も人情不満を受けらる故自然と其直段下るる金銀の直段下れは物の價貴
くなるる故近来諸式高直の世話あるもつて兎角物價下らす世人難儀
に及ひ候近来度々金銀御改鋳有之候ても自ら軽くなり其上二朱金抔も外國
人も見て銀脱になる金を衣せたる抔申も様也當百なとも一向分量に當らさる事なれは
物之價下り兼るも其筈之事と奉存候先達ても被　仰出候通享保の金百両を
當時之金二百両餘に當候を見候得ハ享保之頃米壱石金壱両ニ候ハ當時ハ米五斗
にて壱両に仕候ても當り前之事にて何も高直ニ相成候とハ申かたく候諸品も右ニ準し候

其上世俗日々ニ侈ニ長し金銭を用ひ事多き故此私の数ニてハ金銭不足ニて一両もあ
り壱分もあり二朱もあり壱朱もあり当百もあり四文銭もあり一文銭もあり黄金丁銀
ホを俗間平日通用ニあらす故ニ数ニ入す 其数段々多く相成ハ付直段追々軽く成なり其訳ハ天下年々出
ますところ米穀布帛其外諸色ハ皆人力ニ出る者故此との不同を有ても大数ハ極りある
ものニ夫ニ易ふる金銀故其諸品と金銀の釣合にてある物の直段を極るものたとへハ
天下ニ壱ヶ年の出る米穀二千五百万石と見て其外衣服貴迄五百万石諸品の員
又弐千五百万石の代ニ直し天下の金銀を以て換ゆる時ハ其の七千五百万一石なり
夫ニ享保の頃天下通用の金ハ壱両と壱分と銀とありし故其壱品弐千五百万
両であつても穀との釣合石壱両ニ当るなり今ハ壱両も壱分も弐朱も壱朱も
当百も四文銭もあり故其を合ハ弐千五百万両ハ…と見ても合せて壱万五千万
両程のものなれハ夫を以る天下ニ米穀七千五百万石を融通させる故是非倍

直ニ相成らねハならぬ勢也扨又米価高きなれハ米を売る者ハ勝手よろしき様
ニ存するなれとも左ニ非す其余ハ米を食る物を拵へ出る故物も高く売らねハ職
人食てハならぬ諸品の直ニなるなれハ米を売る者其余ハ諸色を買る暮す故其米
ニて多く取るものを以て少しも勝手ニならぬ相成世間一同の難渋となる根本之俗
見より一寸考へ得ハ金銀ハ上より拵へて融通ニするゆへ故多くても少なくても上
の申付次第いくら軽くても悪くても差支へあるましと拵えらるるなれとも左ニ非ず天下
の大なる上ニおいては自然の勢ありて其勢ニ従ひ不申して八何程上の御威光にても届
きかね申候其證據ニハ近来物価の騰貴ニ御世話被下ても下らぬ銭
知るへし故ニ前条ニ通り蝦夷地にて金銀多く出るならハ天下の金銀を吹立極
々精良ニして目方を殖し其数を少くすれハ物価も自から低くなるへし

一 米穀之儀ハ我国ハ米穀を多く出し候の一方国ニ勝れし国にて食ニ艱むる事ハ容

一易に答へ答ふれ共夫ゟ僅か一年凶年あれハ饑莩道路に満るに至るハ近年太平續き来を逐ひもの多く米穀之出来方相減し游手として食するもの多きと米穀を軽んし候と云者之有故に勸農の法を設けて公領之中に及ハす私領迄も夫にせ依をやらせ農人容易に商賣となる事を許さす游手を禁して本業に就かしめ其上にて民間に士と混せぬ様別段に格式をなさす隠計にまて銘々米を積せ凶年に米を施し救荒の御手傳を致しハゝ豊年に米を出して社倉の元を助ける類も其米の高にて何格式を下さると申事をも定めあり又輕罰ありて過料を差上るものも其程に準し米を納めさせなれハ人ゝ米の貴きことを知りて平日に農業を出精し自ら米穀多く相成へし其上にて村々に社倉を設けて窮餓を救ハゝ天下に饑莩なかるへし

社倉の仕方朱子にならひて當時に適すへきを折衷する者は大ゟ社倉

私議に委し故に畧す

常平倉之事

一米穀甚貴き時ハ工商を傷る甚た賤き時ハ士と農とを傷る工商傷るときハ諸色騰貴し士農傷るときハ國貧し故に甚たハ貴きも甚た賤しきもハ其傷るゝ所ハ同然也善く國を治る者ハ米穀をして甚貴く甚賤しきるなくして士農工商共に傷るゝことなき様に致すことを第一とすよく米穀の價を平にするものハ一國毎に年々上中下之出来方ありとも秋熟の時に當り預め觀するを肝要とす又凶年に當りてハ其年の不作にて民の收る所何ほどの損毛となるを察し是もまたわちて上中下の三等となし扠又民生日用食料を考へて其餘計を得て賣捌へきなるを上熟之年を四ツわりにして其上を上へ買上け中熟之年はハ捌ふへき米を三ツわりにして其二ツ分を上へ買上け下熟の年ハ捌ふへき

米を二ツ分にして其半分を買上け扨又凶年ニ當りて大凶作の時ハ上熟の時貯へ置
ける分を拂ひ中凶年ニハ中熟の年貯ハへ置ける分を拂ひ小凶年ニハ下
熟ニ年貯へ置ける分を拂ひ候得ハ平道ニ天下の米不足なく候得ハ
米價常ニ平なり是を古へ井田の法天下ニ行ハれ天下の田地不残公田ニ
て米の收斂上の自由なる時ニなされ行ハれ候故漢の宣帝の時耿壽昌と申
もの常平倉を建議して其法辺郡ニて皆倉を築かせ置て穀賤き時ハ其價を
増して是を買入て米直段を上けて農を利し穀貴き時ハ直安ニ是を拂ひて
工商を利しなれハ天下大ニ其利を蒙り後世迄も傳へて良法とせり今も其
法ニ倣ひ江戸大坂杯其外米の多く出る地ニ不残倉を築き米賤き時ハ豪
商を諭して右の倉ニ買入させ米貴き時を待て上より令し時の價ニ賤く
賣拂ハせ米の騰貴なる患を免るへしキ米賤くなり拂たりとも賤き時ニ
買入置し米ニなれハ元の下直の米なれハ其金利を加へて拂ハせ候ても凶年の米より
ハ直下直ニ當りて豪商も諸侯ニ金を貸て寝かし置より米を預り置候ハ丈夫
なる金利ニも多る違ひ當り候ゆへ喜んて從ふへし左様致るも米權を不殘上へ收め
なれハ大盤之業の元を上ニて御役人上棄して諸方へ廻米せハ奸商人の難義を見
込て途中ニて廻米杯をなし留置て船留を申立て米價を騰貴して人を飢
餓ニ及ハせる弊ハなくなるへしかく米價常ニ平なるにして人民飢餓之患を免れ
候ハハ天下太平ニ御長久之御基と奉存候

右ハ去ニ月御尋ニ付大意並箇條之目録差上候處去月又ニ右之ヶ条ニ之訳
一々認め差出候様御沙汰ニ付早速相認可申處久々ニ病氣罷在延引仕居
入候其内歳除近く相成候ニ付病中押て相認候間草々之次第愚存不

行届甚不文之處多く可有之候間可宥恕御推覧被遊被下候様奉願上候

以上

卯十二月

題天山翁芻言後

近日江門友生某寄一書來云此芻言五巻天山翁所嘗上水戸景山老公而實著海防備論後三年辛卯十二月作也爾後老公沈淪不用于時翁亦獲罪謫居南總困阨鬱悶遂罹沈病至于今冬偶蒙恩赦獲皈江門時大政一新出人意表而芻言實為粉本翁之喜實可想也亡幾而聞其凶赴嗚呼傷哉翁諱大雅字淳風藤森氏稱恭助号弘庵天山蓋謫居中所假号歟翁外和易而内弘毅博聞強識自謂欲講有用之學文藻筆翰雖非所為意一時儒林少匹世仕小野侯有故致仕暫為土浦侯客晩下帷於江門徒弟頗多與予有豊山

先生同門之好是以知其爲人稍悉矣癸庚之際予在
在江門少相值則把臂談論時事備論所載者居多忧
然今猶在目豈圖既爲永訣今讀此卷亦所嘗聞之説
而更爲詳悉吁此人而轗軻終身不用于時亦可嘆惜
也酸悲之至絶之以淚不能自禁既而飜然謂新政實
能有成而予亦值於其國富兵強文興武振不戰而能
折衝四夷八蠻於千里之外之時必以清酌潔羞之奠
祭告於翁之英靈亦能得始瞑目於九
泉之下必矣今予題斯言於卷後以示同好且以爲他
日之左券云爾文久壬戌霜月上澣信山迂狂叟題於
如坐漏舩居南牕下

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

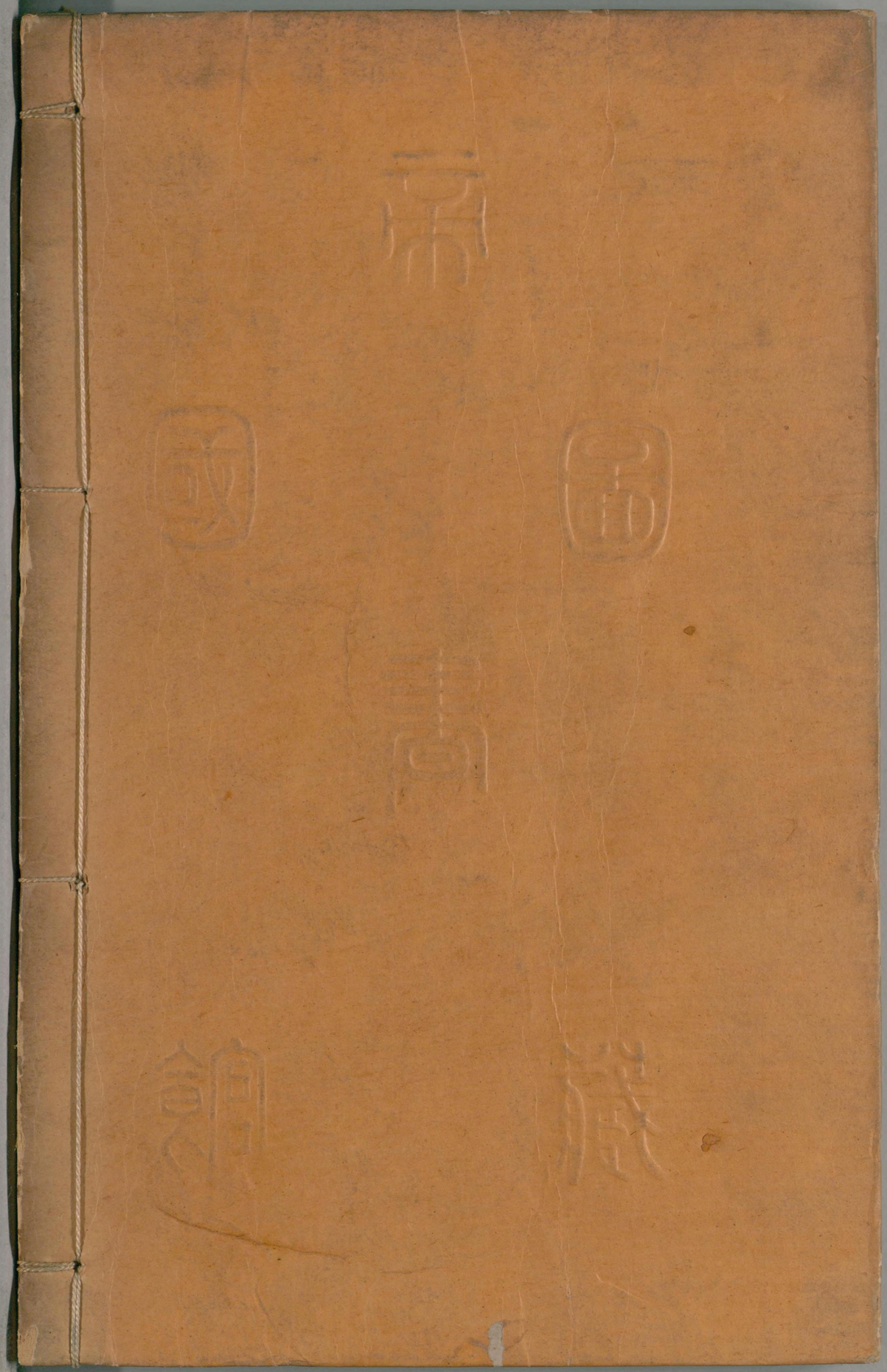

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用